

令和3年 5月20日
開会 午前10時00分

- 議長（中牧盛登君） おはようございます。
ただいまから、令和3年北アルプス広域連合議会、5月定例会を開会いたします。
本日の出席議員は18名全員であります。よって、定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。
続いて、理事者等の欠席遅参等については、事務局長の報告を求めます。
事務局長。
- 事務局長（戸谷靖君） ご報告いたします。
連合長、副連合長は全員出席しております。
以上でございます。
- 議長（中牧盛登君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「仮議席の指定」

- 議長（中牧盛登君） 日程第1仮議席の指定を行います。
まず、議員の新たな選任及び辞職について報告をいたします。
お手元に名簿を配布しておりますのでご覧をいただきたいと思いますが、広域連合議会2月定例会以降、4月には、白馬村では議会議員の改選がなされ、広域連合の議員として太田伸子議員、丸山勇太郎議員、松本喜美人議員が選出されました。5月には、大町市及び池田町で、議会の申し合わせ任期により、太田昭司議員、山本みゆき議員、平林英市議員、倉科栄司議員、矢口稔議員の五名から辞職願が提出され、新たに二條孝夫議員、大竹真千子議員、宮田一男議員、矢口新平議員、横澤はま議員が選出されました。
以上、広域連合議会会議規則により報告をいたします。
新たに当広域連合の議会議員に選出されました議員各位を含め、議員の仮議席につきましては、ただいま各自ご着席の議席を指定いたします。
この際、お諮りいたします。
議員の皆さんと理事者等の紹介は、お手元に配付してあります名簿により、紹介に代えさせていただきますと思いますが、これにご異議ありませんか。
(なしと呼ぶ者あり)
ご異議なしと認めます。
よって議員の皆さんと理事者等の紹介は、名簿の通りといたします。

日程第2「広域連合長のあいさつ」

- 議長（中牧盛登君） 次に、日程第2、広域連合長の挨拶を受けることといたします。
広域連合長。

[広域連合長（牛越徹君）登壇]

- 広域連合長（牛越徹君） おはようございます。
さわやかな風薫る新緑の季節を迎えました。本日、ここに令和3年北アルプス広域連合議

会5月定例会が開会されるに当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位には、何かとご多用の中にもかかわらず、ご参集いただき厚く御礼申し上げます。

先般、白馬村におかれましては、議会議員選挙が行われました。当選の榮譽を受けられました皆様に対しまして、心からお祝いを申し上げます。誠にめでたうございます。

また、今般、申し合わせ任期により交替がありました大町市そして池田町を含め、市町村議会におきまして行われた議会構成により、13人の方々が広域連合議員に選出されました。議員各位におかれましては、当圏域の振興発展のため、ご尽力を賜りますようお願い申し上げますとともに、今後益々のご活躍をご祈念申し上げます。

はじめに、新型コロナウイルス感染症につきましては、感染力が強いとされる変異ウイルスが主流の「第4波」の到来を受け、国は、今月7日、1都2府1県に発出していた緊急事態宣言について、愛知、福岡の2県を追加するとともに、4月25日から5月11日までとっていた期間を5月31日まで延長し、更に今月14日には、これに北海道及び岡山、広島両県を加え、発令地域を合わせて9都道府県としました。

県内では、感染警戒レベルの引き上げや医療警報の発出、更には、特定警戒都道府県に指定されている地域との往來の自粛を求めるなどにより感染拡大防止を図っており、現在、佐久、上田及び北信が追加され、7圏域にレベル4の特別警報が、また、当圏域を含む3圏域にレベル3の警報が発令されております。

新型コロナウイルス感染症への対応は、当圏域でも、高齢者向けのワクチン接種が開始されたものの、国民全てのワクチン接種が完了するには、なお長期間を要することが見込まれるため、引き続き、コロナウイルスを意識したウィズコロナの日常生活が求められることとなります。また、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が行われておりますものの、自粛疲れなどにより移動制限の緩みも見受けられるなど、感染が再び拡大する懸念もあり、今後、もう暫く慎重な対応が求められるものと考えます。

引き続き、圏域住民の皆様の命と健康を守り、地域社会を維持するため、感染防止に努めるとともに、地域経済の再生に向け力を尽くしてまいります。

内閣府が今月12日に発表しました3月の景気動向指数によりますと、経済情勢につきましては、景気の現状を捉える一致指数は前月比3.2ポイント上昇し、2カ月ぶりの上昇となる93.1となり、基調判断を、改善を示している、として、上方修正しました。

また、先月発表された4月の月例経済報告では、景気の基調判断は前月から据え置き、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にある中、持ち直しの動きが続いているものの、一部に弱さが見られるとし、先行きは、内外の感染拡大による下振れリスクの高まりに十分注意する必要がある、としております。

県内では、日本銀行松本支店が先月発表した県内金融経済動向では、本県経済は、厳しい状況が続いているものの、持ち直しつつある、としております。

また、雇用につきましては、長野労働局が先月発表した3月の県内雇用情勢では、雇用情勢は、一部に弱い動きが続いているものの、改善が進んでいる、とし、このうち、大北地域の状況は、有効求人倍率は0.91倍で、前年同月を0.17ポイント下回っており、地域経済や雇用情勢に与える影響が極めて大きい新型コロナウイルス感染症の、早期の終息を願うところでございます。

以下、当面する主な事業の取組み状況について申し上げます。

はじめに、広域計画につきましては、本年度は、令和6年度までの第5次計画の2年目に当たります。当圏域を取り巻く現下の状況は、少子高齢化と人口減少がいつそう急激に進み、

更には新型コロナウイルスの影響に伴い、コミュニティ活動の衰退や社会保障に係る費用の増大により市町村財政に過大な負担が生じております。また、SNSの急速な進展による人の行動変容や経済のグローバル化は、地域経済や日常生活に大きな影響を及ぼしております。このように社会情勢が急激に変化する中ではありますが、今後、計画に定めた方針や施策に基づき、5市町村が緊密に連携して、北アルプス圏域の一体的な発展を目指し、広域的な課題に的確に対応してまいります。

次に、広域葬祭場について申し上げます。

昨年度の運営状況は、人体560体、動物342体の火葬を行い、指定管理者の円滑な管理運営により、利用者からの要望等にも迅速かつ適切な対応が図られております。

今後も引き続き、指定管理者との連携のもと、人生の終焉を迎える公の葬祭施設として、厳粛な中にも穏やかな雰囲気を保ち、故人を偲び、送るにふさわしい施設の運営を目指してまいります。

次に、一般廃棄物処理事業について申し上げます。

北アルプスエコパークは、平成30年8月に本格稼働して、まもなく3年を経過いたします。昨年度の1日当たりの可燃ごみ搬入量は、約30.4トン、1日当たりの焼却量は約32.5トンで、稼働率は91.8パーセント、前年に比べ0.3ポイントの減、可燃ごみの搬入量は、1,084トンの減で、9.6ポイント低下しております。

昨年度の排ガス等の測定結果につきましては、各項目ともに自主規制値及び基準値を下回っており、この結果を地元自治会に報告するとともに、広域連合ホームページで公開しております。

また、資源物等の受け入れにつきましては、先月1日から新たに白馬リサイクルセンターが稼働し、北アルプスエコパーク、大町リサイクルパークを合わせた3カ所で、一般廃棄物処理基本計画に沿った施設運営が行われております。

また、白馬山麓清掃センターの解体撤去工事につきましては、今月10日に解体工事の一般競争入札を行い、仮契約が整いましたことから、本定例会に工事請負契約締結の議案を上程いたしております。

今後も引き続き、3市村と連携し、ごみの減量化、分別収集と資源化をいっそう進め、循環型社会の形成に努めてまいります。

次に、消防関係について申し上げます。

本年度採用しました広域消防本部の女性職員1名を含む3名の職員は、先月から9月までの半年間、県消防学校初任科に入校し、消防職員としての基礎的な知識、技術の習得に励んでおります。

火災の状況につきましては、本年1月から先月までに14件発生し、前年同期より4件の増となっております。このうち6件が建物火災で、大町市で死者1名、負傷者は大町市で2名、白馬村で1名発生しており、火災予防について広報を積極的に展開し、注意喚起に努めてまいります。

救急出動につきましては、先月末現在1,014件で、昨年同期と比べ74件の減となっております。

新型コロナウイルスの感染防止につきましては、当本部の消防力を維持し、業務を継続するため、職員に対する様々な感染防止対策の強化を図っており、ワクチン接種につきましても、災害現場で活動する隊員を優先して実施しております。夏の観光シーズンに向け、なお

いっそう、地域住民及び観光客等に対する救急体制の維持、向上に努めてまいります。

予防業務関係で、令和2年度に施行されました消防用設備等重大違反対象物の公表制度につきましては、現在、管内に所在する16件に対し、重点的な指導を徹底するなど、違反事案の是正に取り組んでおります。今後も火災による被害の軽減を図るため、防火管理の強化と消防用設備等の適正な設置に努めてまいります。

消防機動力の整備につきましては、整備計画に基づき、配備後20年を経過しております大町消防署消防ポンプ自動車について、更新に伴う車輛購入の入札を先月27日に行い、仮契約を締結いたしましたので、本定例会に財産の取得について議案を上程いたしております。今回の更新により、住宅密集地や山間地等の道路狭隘地域における火災への対応力が大きく向上することとなり、引き続き今後も様々な災害における人的、物的被害の軽減が図られますよう、いっそうの充実に努めてまいります。

この度の消防職員による、都内研修所における非違行為により、圏域住民の皆様の消防行政に対する信頼を損ないましたことに、深くお詫び申し上げます。詳細につきましては、本定例会全員協議会でご報告申し上げます。

今後は、再発防止と信頼回復に向け、職員一丸となり、綱紀の肅正に全力で取り組んでまいります。

次に、介護老人保健施設虹の家について申し上げます。

昨年度の入所利用者は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、施設の利用控えが進んだことなどから、12月までの利用者は延べ11,388人となり、前年同期に比べ、1,436人と大きく減少しました。これを踏まえ、積極的に利用者の円滑な入所管理に努めた結果、1月から3月におきましては、前年同期を437人上回る、4,330人の方にご利用いただきました。

また、通所リハビリテーションは、前年度を169人上回る、5,150人の方にご利用いただきました。

本年度先月末の利用状況は、入所利用者が1,381人、通所利用者が452人で、昨年度と比較しますと、入所で133人、通所で6人と、ともに上回っております。また、入所者へのコロナワクチンの接種につきましては、1回目を今月25日に、2回目を来月15日に、施設内において行う予定で、職員への接種は、全て先月23日に終了しております。

施設の整備につきましては、照明設備と防火シャッターの改修及び、車いす仕様の特殊浴槽の更新を予定しており、9月末の完成を目指して、鋭意、準備を進めております。

県内におきましても、ウイルス感染症の第4波の蔓延が続いており、変異株の感染拡大も危惧されております。当圏域内におきましても、変異株の感染者が確認されており、施設利用者及び職員の感染予防をいっそう徹底するとともに、引き続き、介護やリハビリテーション機能の充実に努め、安全で安心してご利用いただける施設を目指し、円滑な運営に努めてまいります。

次に、介護保険事業について申し上げます。

県内各地域において、変異型ウイルスを含め、感染拡大が危惧される中、管内の介護サービス事業所では、徹底した感染予防対策に取り組み、必要な介護サービスを提供しております。広域連合では、引き続き、感染症予防に関する情報の周知や、介護サービス事業所での感染症発生時の体制づくりなど、利用者に必要なサービスを継続的に提供するための支援に努めてまいります。

本年度は、第8期介護保険事業計画の初年度であり、総人口や現役世代人口の減少に伴い、

介護サービスを必要とする高齢者が増加する中、世代を超えてともに支え合う地域づくりはますます重要になっております。住み慣れた地域で、高齢者一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことができる社会を形成するため、地域全体で高齢者を支える仕組みの「地域包括ケアシステム」の推進に向け、介護保険事業計画に基づき、高齢者の自立支援、介護予防及び重度化防止の推進など、様々な施策を展開してまいります。

また、本年度の介護保険制度の改正など、住民の皆様に関わる内容の周知につきましては、広報等を活用し、丁寧な説明に努め、ご理解いただけるよう取り組んでまいります。

次に、平日夜間救急医療について申し上げます。

小児科・内科急病センターにつきましては、新型コロナウイルスの感染拡大に対し、施設における感染予防対策に万全を期すことが困難であるため、本年度も休診を継続しております。このため、昨年度の利用状況は診療日数が16日、受診者は2人に止まりました。今後の運営のあり方につきましては、引き続き大北医師会をはじめ、市立大町総合病院、北アルプス医療センターあずみ病院と協議を進めてまいりますので、圏域住民の皆様には、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

次に、介護老人ホーム鹿島荘関係について申し上げます。

鹿島荘の措置入所者につきましては、5月1日現在、定員50人に対し、49人となっております。すでに、老人ホーム等入所判定委員会を開催し、今後の対応について調整を終えております。また、ひだまりの家につきましては、入所定員の9人が入所しております。

鹿島荘、ひだまりの家両施設における新型コロナウイルス感染防止対策につきましては、手指消毒等の基礎的な対策を徹底するほか、特別の事情がある場合を除き、当分の間、訪問者の面会を全面的に制限しております。外出につきましても、受診や、デイサービスなどの場合に限定し、感染防止を徹底しているところであります。入所者やご家族の皆様にはご不便をおかけしておりますが、安心して安全に日常生活を営むことができますよう努めてまいります。

なお、入所者へのワクチン接種につきましては、嘱託医師等関係者と協議し、両施設とも施設内において、今月27日及び来月1日の2回に分かれ接種することとしております。また、職員につきましても、入所者の接種日に特例接種として、同時に行うこととしております。

以上、当面する主な事業の取り組み状況について申し上げます。

本定例会にご提案申し上げます案件は、報告案件10件、人事案件1件、事件案件2件、予算案件1件の合計14件でございます。それぞれの議案につきましては、上程の際、説明いたしますので、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

ありがとうございました。

○議長（中牧盛登君） ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前10時22分

再開 午前10時26分

○議長（中牧盛登君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで私の都合により議長を平林副議長と交代いたします。

よろしく申し上げます。

○副議長（平林寛也君） それでは、私平林が議長の職を務めさせていただきます。

先ほど、中牧議長より辞職願が提出されました。

お諮りいたします。

北アルプス広域連合議会会議規則第84条第2項に基づき、議長の辞職の件を日程に追加したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(なしと呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議長辞職の件を日程に追加し議題とすることに決しました。

本件につきましては、中牧盛登議員の一身上に関する案件でありますので、中牧盛登議員の退席を求めることといたします。

[議長(中牧盛登君)退席]

それでは、事務局長に中牧盛登議員の議長辞職願を朗読いたさせます。

事務局長。

○事務局長(戸谷靖君) 朗読いたします。

辞職願、このたび、一身上の都合により、北アルプス広域連合議会議長辞職したいので、地方自治法第108条及び北アルプス広域連合議会規則第83条の規定により、許可されるようお願い出ます。

令和3年5月20日、北アルプス広域連合議会議長、中牧盛登。北アルプス広域連合議会副議長、平林寛也様あて。

以上でございます。

○副議長(平林寛也君) お諮りいたします。

中牧盛登議員の議長辞職を許可することにご異議ありませんか。

(なしと呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、中牧盛登議員の議長辞職を許可することに決しました。

ここで中牧盛登議員の退席を解きます。

[議長(中牧盛登君)着席]

ここで私から中牧盛登議員に申し上げます。

ただいま、議長辞職の件は許可することに決しました。

ここで、議会全員協議会開催のため、暫時休憩とします。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時41分

○副議長(平林寛也君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

ただいま、議長が欠員となっておりますので、議長選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(なしと呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって議長選挙を日程に追加し、議長の選挙を行います。

お諮りいたします議長選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法により、行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(なしと呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議長選挙の方法につきましては、指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(なしと呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

それでは、二條孝夫議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました二條孝夫議員を、議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(なしと呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました二條孝夫議員が議長に当選をされました。議長に当選をされました二條孝夫議員に、本席から議長当選の告知をいたします。

ここで議長に当選されました二條孝夫議員の挨拶を受けることといたします。

二條議員。

〔議長（二條孝夫君）登壇〕

○議長（二條孝夫君） この度、北アルプス広域連合議会で、新たな議長として就任いたしました大町市議会の二條孝夫です。

皆さんご存知の通り、北アルプス広域連合は、北アルプスの豊かな恵みを受けての生活圏は一体ではありますが、5市町村は見事にその在り様が異なっており、それぞれの成り立ちや文化においては、独自の生活権を持っています。

そんな中で、5市町村の共通の課題の解決のため、異なるそれぞれの地域が弁護して、大北地域広域市町村圏が昭和46年に設定され、大北地域広域市町村圏行政組合が設立。その後、50年もの歳月が流れました。まさに先人が先を見越した見識の基、その思いが今に繋がっている北アルプス広域連合であります。

今回この伝統ある北アルプス広域連合議会の議長就任にあたって、その責任の重さを痛感しております。議会と行政の関係はよく、そこに住む市民益のため、目指す方向を同一とする、車の両輪だと言われていています。

しかし議会は、行政と互いに緊張感を持って、行政に対してのチェックをする機関としての責務を果たさなければならないと思っています。

北アルプス広域連合議会、議決機関としてのその責務を果たすべく、議長としての全力に全力を傾け、公正かつ円滑な議会運営を取り組んでまいりたいと思います。

どうか皆様のご支援をよろしくお願いを申し上げ、議長就任の挨拶とさせていただきます。よろしくお願います。

○副議長（平林寛也君） ここまでめでたく議長が決定いたしましたので、これもちまして、議長を交代させていただきます。

それでは、二條孝夫議長、議長席にお着きください。

○議長（二條孝夫君） それでは私二條が議事を進めてまいります。

日程第3「議席の指定」

○議長（二條孝夫君） 日程第3、議席の指定を行います。

お諮りいたします。

ただいまの議長選挙により指定しております議席のうち、1番、中牧盛登議員と、私二條の議席を入れ替え、他の議員の皆さんの議席の指定につきましては、ただいま各自ご着席の仮議席を自席とすることにご異議ありませんか。

(なしと呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議席はただいまご着席の議席を指定いたします。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前10時46分

再開 午前10時50分

○議長（二條孝夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど、平林副議長より辞職願が提出されました。

お諮りいたします。

北アルプス広域連合議会会議規則第84条第2項に基づき、副議長の辞職の件を日程に追加したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(なしと呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、副議長辞職の件を日程に追加し議題とすることに決しました。

本件につきましては、平林寛也議員の一身上に関する案件でありますので、平林寛也議員の退職を求めることといたします。

〔副議長（平林寛也君）退席〕

それでは、事務局長に平林寛也議員の副議長辞職願を朗読いたさせます。

事務局長。

○事務局長（戸谷靖君） 朗読いたします。

辞職願このたび、一身上の都合により、北アルプス広域連合議会副議長を辞職したいので、地方自治法第108条及び北アルプス広域連合議会会議規則第83条の規定により、許可されるようお願い出ます。

令和3年5月20日北アルプス広域連合議会、副議長平林寛也。

北アルプス広域連合議会議長二條孝夫様あて。

以上でございます。

○議長（二條孝夫君） お諮りいたします。

平林寛也議員の副議長辞職を許可することにご異議ありませんか。

ご異議なしと認めます。

よって、平林寛也議員の辞職を許可することに決しました。

ここで平林寛也議員の退席を解きます。

〔議長（平林寛也君）着席〕

ここで私から、平林寛也議員に申し上げます。

ただいま、副議長辞職の件は許可することに決しました。

ここで、議会全員協議会開催のため、暫時休憩といたします。

休憩 午前10時52分

再開 午前11時00分

○議長（二條孝夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

ただいま、副議長が欠員となっておりますので、副議長選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(なしと呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、副議長選挙を日程に追加し、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

副議長選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法により行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(なしと呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、副議長選挙の方法につきましては、指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(なしと呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって議長において指名することに決しました。

それでは、太田伸子議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました太田伸子議員を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(なしと呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました太田伸子議員が副議長に当選されました。

副議長に当選されました太田伸子議員に本席から、副議長当選の告知をいたします。

ここで副議長に当選されました太田伸子議員の挨拶を受けることといたします。

〔副議長（太田伸子君）登壇〕

○副議長（太田伸子君） 白馬村議会の太田伸子でございます。

この度、副議長に選任いただきましたことは、大変光栄に存じますとともに、責任の重大さを痛感しているところでございます。

議長の補正役として、議会の円滑な運営に努めるよう、努力してまいります。

任期中、さらなるご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

ありがとうございました。

日程第4「会議録署名議員の指名」

○議長（二條孝夫君） 次に、日程第4会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、広域連合議会の会議規則第109条の規定により、議長において、4番、中牧盛登議員、5番大和幸久議員を指名いたします。

日程第5「会期の決定」

○議長（二條孝夫君） 次に日程第5会期の決定を議題といたします。

会期は、会議規則第4条の規定により、会期の始めに議会の議決で定めることとされてお

ります。

通常の場合は、事前に議会運営委員会を開催願い、審議の後、その結果を本会議に諮って決定しておりますが、このたびはそのような方法がとれません。

よって、これより決定したいと思います。

お諮りいたします。

本5月定例会の日程案は、お手元の配布の日程表の通りであります。

付議されました案件の内容を検討の上、本定例会の会期は本日1日限りとしたいと思います。ですが、これにご異議ありませんか。

(なしと呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって本定例会の会期は本日1日限りと決定をいたしました。

ここで、議会全員協議会開催のため、暫時休憩といたします。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時20分

○議長（二條孝夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6「常任委員会委員並びに議会運営委員会委員及び特別委員会委員の選任について」

○議長（二條孝夫君） 次に日程第6「常任委員会委員並びに議会運営委員会委員及び特別委員会委員の選任について」を議題といたします。

常任委員会並びに議会運営委員会及び特別委員会の所属は、広域連合議会委員会条例第6条の規定により、議長が議会に諮って指名することになっております。

したがいまして、これより所属案を事務局長に発表いただきます。

事務局長。

○事務局長（戸谷靖君） それでは、各常任委員会、議会運営委員会、特別委員会の所属案につきまして、発表させていただきます。

お配りしてあります議員名簿をあわせてご覧ください。

それでは発表いたします。

まず総務常任委員会でございます。

1番、二條孝夫議員、5番、大和幸久議員、6番、宮田一男議員、7番、岡秀子議員
9番、横澤はま議員、11番、平林寛也議員、13番、山中伯行議員
14番、太田伸子議員、17番、北村利幸議員。

以上9名でございます。

続いて、福祉常任委員会委員でございます。

2番、降旗達也議員、3番、大竹真千子議員、4番、中牧盛登議員、8番、矢口新平議員
10番、服部久子議員、12番、大和田耕一議員、15番、丸山勇太郎議員
16番、松本喜美人議員、18番、猪股充広議員。

以上9名でございます。

次に、議会運営委員会委員の所属案です。

2番、降旗達也議員、8番、矢口新平議員、11番、平林寛也議員
14番、太田伸子議員、17番、北村利幸議員。

以上5名でございます。

続きまして、ごみ処理特別委員会委員です。

大町市及び白馬村より新たに、広域連合議会議員になりました1番二條孝夫議員
3番、大竹真千子議員、6番、宮田一男議員、16番、松本喜美人議員。

以上の4名でございます。

所属案については以上でございます。

なお、すいません1点ですね訂正をお願いしたいと思います。

お配りいたしました名簿の上から2段目、副議長の太田伸子議員のところの所属がですね、
松川となっておりますが、白馬の誤りでございます。

お詫びを申し上げまして訂正をさせていただきます。

この後お配りいたします名簿では、訂正後のもので差し替えさせていただきます。

失礼いたしました。

○議長（二條孝夫君） 各常任委員会委員並びに議会運営委員会委員及び特別委員会委員の所属
案は、ただいま事務局長が発表した通りであります。

お諮りいたします。

発表の通り、各常任委員会委員並びに議会運営委員会委員及び特別委員会委員の指名をし
たいと思いますが、ご異議ありませんか。

（なしと呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、各常任委員会委員並びに議会運営委員会委員及び特別委員会委員は、発表の通り
決定をいたしました。

ここで、各常任委員会並びに議会運営委員会及び特別委員会を開催するため、暫時休憩と
いたします。

休憩 午前11時24分

再開 午前12時02分

○議長（二條孝夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

各常任委員会並びに議会運営委員会及び特別委員会の開催結果を事務局長に報告いたさ
せます。

事務局長。

○事務局長（戸谷靖君） それでは、正副委員長の互選の委員会開催結果についてご報告を申し
上げます。

まず、総務常任委員会でございます。

委員長に11番、平林寛也議員、副委員長に6番、宮田一男議員。

次に、福祉常任委員会です。

委員長に8番、矢口新平議員、副委員長に3番、大竹真千子議員。

次に議会運営委員会です。

委員長に17番、北村利幸議員、副委員長に2番、降旗達也議員。

次にごみ処理特別委員会です。

委員長に2番、降旗達也議員、副委員長に15番、丸山勇太郎議員がそれぞれ選出されて
おります。

以上でございます。

○議長（二條孝夫君） ただいまの報告の通り、各常任委員会並びに議会運営委員会及び特別委
員会の正副委員長が決定をいたしました。

ここで議会運営委員長から発言を求められておりますので、発言を許可することといたします。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（北村利幸君） 小谷村議会選出の北村利幸でございます。

先ほど開催いたしました議会運営委員会におきまして、委員長にご推挙いただきましたので、よろしくお願い申し上げます。

議員各位におかれましては、今後の円滑な議会運営にご協力のほどお願い申し上げます。

それでは、議会運営委員会における審議の概要について報告をいたします。

本定例会に付議されております各議案につきましては、委員会に付託せず、本会議で審議の上、採決することといたします。

一般質問につきましては、3名の議員から通告書が提出されております。

また、本会議終了後、全員協議会の開催を予定しております。

議会運営委員会ではこれを了承しております。

審議の概要は以上であります。

よろしくご賛同のほどをお願いいたします。

○議長（二條孝夫君） ただいまの議会運営委員長の報告に対し、ご質疑はありますか。

（なしと呼ぶ者あり）

質疑がありませんのでこれをもって質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいまの議会運営委員長報告の通り決することにご異議ありませんか。

ご異議なしと認めます。

よって、本定例会における各議案の委員会付託は省略し、本会議において採決することに決定をいたしました。

ここで昼食のため、1時15分まで休憩といたします。

休憩 午後0時06分

再開 午後1時15分

○議長（二條孝夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第7「議案の上程、説明、質疑、討論、採決」

○議長（二條孝夫君） 日程第7議案の上程、説明、質疑、討論、採決を行います。

初めに、報告第2号を議題として、説明を求めます。

事務局長。

〔事務局長（戸谷靖君）登壇〕

○事務局長（戸谷靖君） ただいま議題となりました報告第2号、専第1号「北アルプス広域連合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について」地方自治法第179条第1項の規定に基づき、3月29日付で専決処分を行ったもので、同条第3項の規定により報告をし、承認を求めるとでございます。

人事院規則の一部が改正され、新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための防疫等作業手当の特例について、これまでの新型コロナウイルス感染症から住民の生命及び健康を保護するために、緊急に行われた措置に係る一定の業務のほか、感染症の患者もしくはその疑いのあるものに接して行う作業、またはこれに準ずる作業で人事院が定めるも

のが、新設されました。

当圏域でも、本年1月以降、新型コロナウイルス感染症患者が増加し、救急隊員による患者搬送も発生していることから、新型コロナウイルス感染症の患者もしくはその疑いのあるものに接して行う作業、またはこれに準ずる作業で連合長が定めるものについて、感染症、感染防疫手当を支給するため、条例の一部改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、お配りしてあります報告説明資料1ページの報告第2号、説明資料、新旧対照表をあわせてご覧ください。

改正箇所としましては、附則の第1項に見出しとして「施行期日」の文言を加え、第2項では、感染症防疫手当の特例として、手当の支給対象事項を定め、第3項では手当の額を1日につき1,000円。長時間にわたるものについては1,500円と定めるものでございます。

なお、施行日は公布の日からとし、改正後の北アルプス広域連合職員の特殊勤務手当に関する条例附則第2項及び第3項の規定は、本年1月1日から適用することとしております。

以上、ご説明を申し上げましたが、ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（二條孝夫君） 説明が終わりました。

本件について、ご質疑ありませんか。

宮田一男議員。

○6番（宮田一男君） 特殊業務手当ということでこのコロナ禍の中で、支払うことはいいわけですけども、1,000円と、そして1,500円の根拠について、最初に教えてください。

○議長（二條孝夫君） 説明を求めます。

総務課長。

○消防本部総務課長（山岸賢司君） ただいまの質問にお答えいたします。

この新型コロナウイルス感染症に関する特殊勤務手当につきましては、令和2年3月施行の人事院規則では、流行地を発航した航空機内や、感染症患者が発生した船舶内と、これに準ずる区域として、その帰国邦人や下船者が宿泊する施設内等において、当該感染症に係る作業に従事した職員について、1日3,000円。さらに、直接、接触または長時間にわたり、接して行う作業に従事した場合には4,000円とされていたものでございます。

なお、この航空機については、中国武漢からのチャーター機を、船舶については、ダイヤモンドプリンセス号であると示されております。

その後、同年11月の同規則改正により、それら以外で新型コロナウイルス感染症患者もしくは疑いのあるものに接して行う作業が追加されまして、金額については、1日1,000円、その作業が長時間にわたる場合には、1,500円とされたものであります。

当広域連合におきましては、この改正後の人事院規則を準用した改正内容となっておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（二條孝夫君） 宮田一男議員。

○6番（宮田一男君） 説明はわかりました。

私もちょっと金額について松本広域に問い合わせをしたところ、今課長の方から説明があった通り、3,000円の4,000円ということでした。

松本広域の消防団員の皆さんと、北アルプス広域消防の隊員の皆さんの命とは同じだと思

います。

今回はね、こういうことで規定はしたわけですがけれども、ぜひそのほかの広域の皆さんと、金額的にも合わせていただくようにちょっと、できないか。

お伺いします。

○議長（二條孝夫君） 消防本部総務課長。

○消防本部総務課長（山岸賢司君） お答えいたします。

議員ご指摘の通り松本広域連合の手当につきましては、1日3,000円それから長時間にわたり作業に従事した場合には4,000円とされているところでございます。

この松本広域連合の規則については、先ほどご説明いたしました人事院規則の改正前に制定されたものでございます。松本広域連合の手当の金額については、その改正前の金額を用いたものではないかと考えております。

なお、改正後につきましては先ほど、説明を申し上げた通りでございますので、当広域連合といたしましては、改正後の額を適用してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（二條孝夫君） 宮田一男議員。

○6番（宮田一男君） 説明はわかるのですが、広域連合、それぞれ、どこの広域連合の職員の危険は、一緒だと思うのでぜひちょっと再度ご検討いただきたいということで申し上げておきます。

以上です。

○議長（二條孝夫君） 宮田議員に申し上げます。

質疑の時間ですので、今意見で終わっておりますので、またご理解をお願いします。

他にありませんか。

大和幸久議員。

○5番（大和幸久君） 北アルプス広域連合職員の条例改正なのですが、今の答弁を聞いていると、消防職員だけが対象なのか、ちょっとその辺の、理由がわかりませんが、本条例の対象となる北アルプス広域連合の職員というのは、どんな人員が対象になるのか。また、その予算規模はどの程度になると見ているのか、この2点について説明ください。

○議長（二條孝夫君） 総務課長。

○総務課長（井沢公一君） 私からは、対象となる職員についてお答えいたします。

対象となる職員につきましては、現在、連合長が定めるものとして、新型コロナウイルス感染症患者もしくは、その疑いのあるものに対する救急、救助の業務としておりますので、これらの業務に従事した職員が対象となります。

以上であります。

○議長（二條孝夫君） 消防本部総務課長。

○消防本部総務課長（山岸賢司君） 私からは、従事する職員の感染防止対策についてのご質問にお答えいたします。

隊員の感染防止対策につきましては、国が定める、感染防止対策マニュアルに基づき、使い捨て型の感染防止衣、及び手袋など個人防護服に加え、N95マスクやゴーグルを装着し、医療従事者が行う対策と同等の装備で出勤しております。

また、傷病者に対するマスクの装着等にも留意しつつ、必要な措置を行い、搬送等におきましてもご家族等の同乗の制限や車内の換気などの措置を講じております。

また、搬送終了後はマニュアルに基づき、個人の防護服を適切に処分するとともに、車両

及び機材の洗浄や消毒を徹底して行っております。

今後も引き続き隊員の感染防止対策には万全を期してまいります。

それから予算の規模というご質問でございました。

この対策を講じておりますが、1月から現在まで、5回の、この手当を支給対象とする事例がございました。

予算の規模ということでございますが、今後の感染の発生状況にもよるとは思いますが、現在のところ5件という状況でございます。

以上でございます。

○議長（二條孝夫君） 大和幸久議員

○5番（大和幸久君） 職員に対する手当以外にもですね、例えば防護服の支給とかですね、そういった新たに必要なものが必要となるんです。こういうものは国の支援対象になっているかどうか。

連合長としてこういった対応について、不足する点と、認識があるものについては、どのような対応をするのか説明ください。

○議長（二條孝夫君） 連合長。

○広域連合長（牛越徹君） この新型コロナウイルス感染対策については、広域連合のすべての部署において必要な予算については、経費を確保し、そして措置をしているというふうに考えております。

以上です。

○議長（二條孝夫君） 他にありますか。

お諮りいたします。

この辺で質疑を終結することにご異議ありませんか。

（なしと呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件を、報告通り承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。

よって、報告第2号「北アルプス広域連合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について」は、報告通り承認されました。

次に報告第3号を議題として、説明を求めます。

事務局長。

〔事務局長（戸谷靖君）登壇〕

○事務局長（戸谷靖君） ただいま議題となりました報告第3号、専第2号「北アルプス広域連合指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について」地方自治法第179条第1項の規定に基づき、3月29日付で専決処分を行ったもので、同条第3項の規定により報告をし、承認を求めるところでございます。

今回の改正は、令和3年度の国の基準省令の改正に伴い、指定地域密着型サービスの人員や運営基準等について、関係部分を改めるものでございます。

内容につきましては、お配りしてあります報告説明資料3ページの、報告第3号説明資料、新旧対照表をあわせてご覧ください。

第1条につきましては、基準に関する省令番号を追加する改正でございます。

第3条につきましては、指定地域密着型サービスの事業の一般原則でございますが、この規定を条例から削除し、この内容に、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備等の実施を加え、規則に委任するものでございます。

附則では制度改正に合わせ、4月1日施行としております。

以上、ご説明を申し上げましたが、ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（二條孝夫君） 説明が終わりました。

本件について、ご質疑はありませんか。

（なしと呼ぶ者あり）

質疑ありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件を、報告通り承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。

よって、報告第3号「北アルプス広域連合指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について」は、報告通り承認されました。

次に、報告第4号を議題として、説明を求めます。

事務局長。

〔事務局長（戸谷靖君）登壇〕

○事務局長（戸谷靖君） ただいま議題となりました報告第4号、専第3号「北アルプス広域連合指定地域密着型介護サービスの事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の、一部を改正する条例制定について」地方自治法第179条第1項の規定に基づき、3月29日付で専決処分を行ったもので、同条第3項の規定により報告をし、承認を求めるとでございます。

今回の改正は、令和3年度の国の基準省令の改正に伴い、指定地域密着型介護予防サービスの人員や運営基準等について、関係部分を改めるものでございます。

内容につきましては、お配りしてあります報告説明資料5ページの、報告第4号の説明資料、新旧対照表をあわせてご覧ください。

第3条につきましては、指定地域密着型介護サービスの事業の一般原則ですが、この規定を条例から削除し、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備等の実施を加え、規則に委任するものでございます。

附則では制度改正に合わせ、令和3年4月1日施行としております。

以上、ご説明を申し上げましたが、ご審議の上、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

失礼しました。

すいません。

先ほどご説明の中で、介護予防のためのというところで予防という字が漏れておりましたので介護予防と訂正をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（二條孝夫君） 説明が終わりました。

本件について、ご質疑はありませんか。

(なしと呼ぶ者あり)

質疑がありませんのでこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件を報告通り承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、報告第4号「北アルプス広域連合指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する、基準を定める条例の一部を改正する条例制定について」は、報告通り承認されました。

次に、報告第5号を議題として説明を求めます。

事務局長。

[事務局長(戸谷靖君)登壇]

○事務局長(戸谷靖君) ただいま議題となりました、報告第5号、専第4号「北アルプス広域連合指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について」地方自治法第179条第1項の規定に基づき、3月29日付で専決処分を行ったもので、同条第3項の規定により報告をし、承認を求めます。

今回の改正は、令和3年度の国の基準省令の改正に伴い、指定居宅介護支援等の事業の人員や運営基準等について、関係部分を改めるものでございます。

内容につきましては、お配りしてあります報告説明資料7ページの、報告第5号説明資料、新旧対照表をあわせてご覧ください。

第4条につきましては、第5項及び第6項を追加し、虐待の防止等のための必要な体制整備、研修の実施等について、基本方針に追加するものでございます。

第7条につきましては、居宅サービス計画における同一のサービス事業所によって提供されたものが占める割合等について、利用者への説明等を義務づける内容を追加するものでございます。

同資料8ページをご覧ください。

第12条につきましては、利用者、利用者の家族、サービス事業所等を招集して行うサービス担当者会議について、利用者等の同意を得ることを前提として、テレビ電話装置等を活用した開催を可能にする内容に改めるものでございます。

附則では制度改修に合わせ、4月1日施行としております。

以上、ご説明を申し上げましたが、ご審議の上、ご承認を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(二條孝夫君) 説明が終わりました。

本件について、ご質疑はありますか。

(なしと呼ぶ者あり)

質疑ありませんのでこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件を報告通り承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、報告第5号「北アルプス広域連合指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について」は、報告通り承認されました。

次に、報告第6号を議題として、説明を求めます。

事務局長。

〔事務局長（戸谷靖君）登壇〕

○事務局長（戸谷靖君） ただいま議題となりました報告第6号、専第5号「北アルプス広域連合指定介護予防支援等の事業の人員及び、運営等の基準を定める条例の一部を改正する条例制定について」地方自治法第179条第1項の規定に基づき、3月29日付で専決処分を行ったもので、同条第3項の規定により報告をし、承認を求めます。

今回の改正は、令和3年度の国の基準省令の改正に伴い、指定介護予防支援等の事業の人員や運営基準等について、関係部分を改めるものでございます。

内容につきましては、お配りしてあります。報告説明資料9ページの報告第6号説明資料、新旧対照表をあわせてご覧ください。

第4条につきましては、第5項として、利用者の人権の要綱、虐待の防止等のための必要な体制整備、研修の実施等について、第6項として、介護保険等関連情報の有効活用について、それぞれ基本方針に追加するものでございます。

同資料の10ページをご覧ください。

第13条第3項では、利用者、利用者の家族、サービス事業所等を招集して行うサービス担当者会議について、利用者等の同意を、得ることを前提として、テレビ電話装置等を活用した開催を可能とする内容に改めるものでございます。

第15条の2につきましては、第4条で改正いたしました虐待の防止に係る必要な体制整備について、虐待防止のための対策を検討する委員会の設置等、必要な事項を定めるものでございます。

附則では制度改正に合わせ、4月1日施行としております。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご承認を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（二條孝夫君） 説明が終わりました。

本件について、ご質疑はありますか。

（なしと呼ぶ者あり）

質疑がありませんのでこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件を報告通り承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。

よって、報告第6号「北アルプス広域連合指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等の基準を定める条例の一部を改正する条例制定について」は報告通り承認されました。

次に、報告第7号議題として説明を求めます。

事務局長。

〔事務局長（戸谷靖君）登壇〕

○事務局長（戸谷靖君） ただいま議題となりました報告第7号、専第6号「令和2年度北アルプス広域連合一般会計補正予算（第6号）」につきまして、地方自治法第179条第1項に基づき、3月31日付けで専決処分を行ったもので、同条第3項の規定により報告をし、承認を求めます。

議案1ページをご覧ください。

第1条でございますが歳入歳出の予算の総額からそれぞれ6,287万2,000円を減額し、総額を22億6,569万5,000円とするものでございます。

今回の補正は、事業の確定と計数整理が主な内容となっております。

8ページ9ページの歳入をご覧ください。

款1項1目1、市町村負担金5,420万6,000円の減は、葬祭場運営費ほか、各事業費の確定によるものでございます。

款2項2目2、衛生手数料240万円の減は、指定ごみ袋の収入証紙販売代金の実績によるものでございます。

款3項1目1、循環型社会形成推進交付金、626万円の減は、白馬リサイクルセンター建設に関わる交付額確定によるものでございます。

款5項1目1、利子及び配当金2,000円の減は、土木事業金利収入の実績によるものでございます。

款6項1目1、土木事業基金繰入金1,000円の減は、実績によるものでございます。

款8項1目1、雑入3,000円の減は、節3土木費雑入の実績によるものでございます。

次に10ページ、11ページの歳出をご覧ください。

款2項1目1、一般管理費91万3,000円の減は、節3職員手当等では、時間外勤務手当等の実績によるもの。節12委託料では、職員健康診断業務委託等の実績によるものでございます。

目2財産管理費、節10需用費、58万円の減は、北アルプス市町村会館の光熱費の実績によるものでございます。

目3情報化推進費、節18負担金補助及び交付金、50万4,000円の減は、戸籍副本データ管理システムハウジング負担金で、サーバー等の機器を設置している大町総合情報センターに係る電気代等の経費の減によるものでございます。

款4項1目1、葬祭場費253万9,000円の減は、節10事業費では、葬祭場屋根防水修繕等の実績によるもの、節12委託料では、葬祭場指定管理料の確定によるものでございます。

目2ごみ処理広域化推進費386万円の減の主なものは、節12委託料で、白馬山麓清掃センター解体事前調査、及び、白馬リサイクルプラザ基本設計業務の実績によるもの、節14工事請負費では、白馬リサイクルセンター造成工事費用の減によるものでございます。

目3廃棄物処理費2,618万7,000円の減は、節10、需用費では、プラント処理用薬剤等の消耗品費、焼却用の燃料費等の実績によるもの、節12委託料では、可燃ごみ運搬業務等の実績によるものでございます。

目4リサイクル推進費510万円の減の主なものは、節12委託料では、資源物リサイクル業務の実績によるもの。節17、備品購入費では、入札不調により購入を予定しておりましたフォークリフトにかかる費用を減じるものでございます。

款5項1目1、常備消防費2,829万6,000円の減の主なものにつきましては、12ページ、13ページをご覧ください。

節3職員手当等は、新型コロナの影響により、各種訓練や講習会が中止になったことによる、時間外勤務手当等の減。節12委託料では、救急関係講習等が中止になったことによる減。節18、負担金補助及び交付金では、県消防学校入校中止による入校負担金の減等によるものでございます。

款6項1目1、土木事業費73万9,000円の減は、節3職員手当等では、時間外勤務

手当の実績によるもの。節13使用料及び賃借料では、設計積算システム使用料等の減によるものでございます。

款8予備費584万6,000円の増は、歳入歳出の調整によるもので、令和3年度に繰り越しとなります。

なお、令和3年度予算において、繰越金として予算計上したものを超える部分につきましては、例年通り、決算後市町村負担金の精算を予定しております。

14ページ15ページは、給与費明細書、16ページは市町村負担金一覧表でございます。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（二條孝夫君） 説明が終わりました。

本件について、ご質疑はありませんか。

丸山勇太郎議員。

○15番（丸山勇太郎君） 丸山です。11ページの、白馬リサイクルセンター造成工事の工事請負費を111万3,600円。専決で減額しておりますけども、まだリサイクルセンターの外構工事が終わっていないと思うのですが、この外構工事については、令和3年度で、やる予定があるのかなのか、そこを伺います。

○議長（二條孝夫君） 施設整備推進係長。

○施設整備推進係長（伊藤達男君） お答えさせていただきます。

造成工事としましては白馬リサイクルセンター建屋等の盛り土、あと伐採などの整備をメインとして行わせていただきました。

議員ご指摘の外構工事、主に水路に関することだと思いますが、交付金事業としまして最大限、少ない工期の中、水路としての機能回復工事をさせていただいたところでございます。

従いまして令和3年度につきましては工事の予定はございません。

以上です。

○議長（二條孝夫君） 丸山勇太郎議員。

○15番（丸山勇太郎君） どんな建物工事においてもですね。外構工事というものは付き物なわけです。図書館ですとか美術館ですとかそういうものでしたらもう素晴らしい外構工事をしていかなきゃいけないのですが、たとえリサイクルセンターといえども、最低限の外構工事というものは、私は必要と思っております。

あれだけの高い法ができていくわけですので、緑化ですとかですね、水路につきましては、もともとあそこは公園だったわけです。公園に水路が流れていました。

それを、リサイクルセンターを作ったことによって水路を曲げなければいけなかった。

したがって、これは補償工事になると思います。

公園らしい水路としてしっかり補償工事としてやっていただきたいと思いますが、その点いかがでしょうか。

○議長（二條孝夫君） 施設整備推進係長。

○施設整備推進係長（伊藤達男君） お答えします。

これ以上の整備となりますと、我々の事業費は、3市村の負担金と交付金等で賄われております。白馬村及び地域で管理を行っている施設、公園につきましては広域事業として、補償とおっしゃったのですが、グレードアップ工事として考えております。

そうなりますと、広域事業で果たして行っていいのかということに関しまして、地元白馬村と相談をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（二條孝夫君） 丸山勇太郎議員。

○15番（丸山勇太郎君） 先ほど申しました通り、あそこのリサイクルセンター用地につきましては、仮にも公園であったところでは、村民の公園として使っていたところでは、

こういった事業をやるにあたってですね、やはり環境に配慮するということは、これからの時代、大変必要なことだと思っております。少なくとも、リサイクルセンター、敷地は、法下までが敷地でありますし、曲げざるをえなかった水路については補償工事になると思います。

今後、西側の清掃センターの解体工事における入札差金も発生するものとも思われますので、それを使って令和3年度において、やるべきことはやっていただきたいと、よろしくお願いいたします。

○議長（二條孝夫君） すいません質疑の時間であります。

意見で終わっておりますのでまたご理解をお願いしたいと思います。

他にありませんか。

大和義久議員。

○5番（大和幸久君） 2点質問したいと思います。

1点目は廃棄物処理費ですけども、リサイクル推進費ともに約7パーセントくらい減額処理がされております。この主な要因は何なのか、説明いただきたいと思っております。

2点目はリサイクル推進費の備品購入費、フォークリフト190万円が減額になっております。減額理由として、入札不調という説明がありましたけれども、どういう経過で入札不調になったのか、今後どんな方針なのか、説明いただきたいと思っております。

○議長（二條孝夫君） エコパーク管理係長。

○エコパーク管理係長（西山孝君） ただいまの質問でございますが、廃棄物処理費、それからリサイクル推進費ともに減額しているということの理由でございます。

昨年度の焼却ごみにつきましては、ごみ量が一昨年に比べて、1,849.6パーセントが減っているという状況でございます。

処理量が減っているという点、それからあと、そこにも記載はしてございますけれども、消耗品で言いますと、プラントの薬剤費が概ね900万円程度、それからプラントの消耗品が100万円程度減額となったもの。

それから燃料費については、灯油、それから軽油他の燃料費、等でございます。それから、リサイクル推進費では、資源物のリサイクル、業務委託料ということが大きく減っているところなのですが、乾電池ですとか瓶他のガラス業務が減ってきたという状況でございます。

それから、備品購入費でフォークリフトが入札不調だったという理由でございますけれども、2月補正で金額をお認めいただいて、補正をしたところでございますけれども、指名競争入札ということで、入札を開催したところ、品示の部分というか、のところで、いわゆる特注部分ってか受注生産の部分の部品が含まれているということがありまして、納期に間に合わないということで全社が、入札辞退をされたという状況でございますのでご理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（二條孝夫君） 大和幸久議員。

○5番（大和幸久君） ごみ量が約1割ぐらい減っているという説明でしたけれども、今後の見通しはどうか。

人口減少等、長期的な減少傾向ということが続くようであれば、例えば松本広域のごみ処理場のようにですね、ごみが足りなくて近隣の市町村のゴミまで集めて燃やすというような事態、こういうことはまずいと思うのですけれども、そんなような大局的な見通しはどのようなのか。

その点について説明いただきたいと思います。

○議長（二條孝夫君） エコパーク管理係長。

○エコパーク管理係長（西山孝君） 焼却ごみの減少につきましては、その内訳とすると、事業系のゴミ、いわゆるホテルだとか、そういったところから出てきたごみが、1,000トン、1,084トンのうちの約80パーセントが、事業系のごみでございます。

ですので、理由とすれば、コロナ禍に影響によるものだというふうに理解はしているところでございます。

今後につきましても、アフターコロナの状況等もございまして、それらの状況を踏まえながら、3市村と協議しながら進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上であります。

○議長（二條孝夫君） 他にありませんか。

岡秀子議員。

○7番（岡秀子君） 13ページですね、消防学校の入校中止等によるってというようなことで減額になっているのでございますが、これは一体あのコロナによるものなのか、他の理由があるのかご説明いただきたいと思います。

○議長（二條孝夫君） 消防本部総務課長。

○消防本部総務課長（山岸賢司君） ただいまの質問にお答えいたします。

消防学校の入校中止につきましては、コロナの影響により専門科目がいくつか中止になったというものでございます。

以上でございます。

○議長（二條孝夫君） 他に質疑ありませんか。

お諮りいたします。

この辺で質疑を終結することにご異議ありませんか。

（なしと呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件を報告通り承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。

よって、報告第7号「令和2年度北アルプス広域連合一般会計補正予算（第6号）」は報告通り承認されました。

次に、報告第8号を議題として、説明を求めます。

事務局長。

〔事務局長（戸谷靖君）登壇〕

○事務局長（戸谷靖君） ただいま議題となりました報告第8号、専第7号「令和2年度北アルプス広域連合介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第3号）」について、地方自治法第179条第1項の規定により、3月31日付けで専決処分を行ったもので、同条第3項の規

定により報告をし、承認を求めるものでございます。

議案1ページをご覧ください。

第1条にあります通り、歳入歳出予算の総額から223万8,000円減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億7,540万3,000円とするものでございます。

今回の補正は、虹の家の利用者の確定に伴い、介護給付費及び施設の維持管理経費等について補正を行うものでございます。

8ページ、9ページの歳入をご覧ください。

款1項1、入所療養介護収入から款1項4、特定入所者介護サービス費収入までにつきましては、虹の家の入所者及び通所サービス利用者の確定に伴い、増額または減額補正を行っているものでございます。

款4、財産収入につきましては、虹の家事業基金の利子と、不要となりました、公用車の売却収入でございます。

款5、寄付金につきましては、虹の家への寄付金がございましたことから、実績に伴って補正を行うものでございます。

10ページ、11ページをご覧ください。

款6、繰入金につきましては、介護費収入及び維持管理経費の確定に伴い、基金繰入金を減額するものでございます。

款7、県支出金につきましては、新型コロナウイルス感染予防に要した費用に関わる県の補助金でございます。

続きまして12ページ、13ページの歳出をご覧ください。

款1項1目1、介護老人保健施設事業費のうち、節3職員手当等につきましては、実績に基づき、職員の時間外手当について、減額補正を行うものでございます。節10需用費につきましても、不要となりました光熱費や修繕料等について、減額補正を行ったものでございます。節24積立金につきましては、虹の家事業基金への利子の積み立てでございます。

14ページ、15ページの予備費につきましては、歳入歳出の調整でございます。

16ページ、17ページは給与費明細書でございます。

以上、ご説明を申し上げましたが、ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（二條孝夫君） 説明が終わりました。

本件について、ご質疑はありませんか。

大和義久議員。

○5番（大和幸久君） 10、11ページの基金繰入金の関係について伺います。

国、県の補助金120万を足してもですね、入があってもですね、基金は300万取り崩しているという結果です。この基金の、残高はあと幾らになるのか。

それからこの基金の残高分に伴うですね、改修費というのは、どのような計画を考えているのか、この2点について説明ください。

○議長（二條孝夫君） 答弁を求めます。

介護福祉課長。

○介護福祉課長（麻田俊一君） ただいまのお尋ねにつきまして順次お答えを申し上げます。

最初に、基金繰入金、300万円ですと、基金の残高は幾らになるのかという、お尋ねでございますが、令和2年度における虹の家の利用者につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大により、4月から12月までの入所者が、前年と比較いたしますと、1,436名

と大きく減少いたしました。

このことから、1月から3月にかけての利用者につきましても、昨年度を下回ることを見込み、介護給付費につきまして、減額補正を行い、減額に伴い、不足する財源につきまして、基金から、2,500万円を、繰り入れることといたしましたが、虹の家の職員の積極的な、利用者確保の取り組みにより、1月から3月の利用者が、入所利用者が437名、通所利用者で169名、前年度を上回りましたことから、基金からの繰入金金を300万円減額したものでございます。

なお、令和2年度末における、虹の家の基金残高につきましては、9,000万円程度を見込んでいるところでございます。

続きまして、令和3年度以降の施設改修費をどれぐらい見込んでいるかとお尋ねでございますが、虹の家の大規模改修につきましては、令和3年度におきまして、防火シャッター及び照明設備の改修と、車椅子使用の特殊浴槽の更新を行い、令和4年度におきまして、エレベーターの改修を予定しております。

この大規模改修に関わる費用につきましては、総額で6,500万円程度を見込んでいるところでございます。

私からは以上でございます。

○議長（二條孝夫君） よろしいですか。

他にありませんか。

お諮りいたします。

この辺で質疑を終結することにご異議ありませんか。

（なしと呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件を報告通り承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。

よって、報告第8号「令和2年度北アルプス広域連合介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第3号）」は、報告通り承認されました。

次に、報告第9号を議題として、説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（戸谷靖君） ただいま議題となりました報告第9号、専第8号「令和2年度北アルプス広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第4号）」について、地方自治法第179条第1項に基づき、3月31日付けで専決処分を行ったもので、同条第3項の規定により報告をし、承認を求めるとでございます。

議案1ページをご覧ください。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額からそれぞれ、439万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ70億317万7,000円とするものでございます。

今回の補正は、介護保険料の収納見込みによるもの、また、介護給付費確定に伴う国庫補助金の減額等が主な内容となっております。

10ページ、11ページの歳入をご覧ください。

款1項1目1、第1号被保険者保険料3,427万3,000円の増は、保険料の収納見

込みによる増でございます。

款4、国庫支出金、款5、支払交付金については、給付額の確定等に伴う計数整理でございます。

12ページ、13ページの款6、県支出金は補助金交付金の確定等に伴うもの。

款8項2目1、介護保険給付準備基金繰入金は、介護給付費確定等による繰入金の減でございます。

次に、16ページ、17ページの歳出をご覧ください。

款1、総務費では、項3介護認定審査会費454万3,000円の減は、新型コロナウイルス感染症の影響による審査会未開催に伴う審査会委員報酬の減が主なものでございます。項6保健福祉事業費190万4,000円の減は、介護保険利用者を対象とした負担軽減額の確定等によるものでございます。

款2、保険給付費5,135万7,000円の減は、保険給付費確定に伴う減額でございます。介護給付費減の主な内容につきましては、項1目1居宅介護サービス給付費が2,885万2,000円の減。また、20ページ、21ページでは、目5施設介護サービス給付費が1,343万2,000円の減となっております。

その他の給付費につきましても、それぞれ給付費実績確定による減額でございます。

32ページ、33ページをご覧ください。

款3項1目1、給付準備基金積立金6,303万1,000円の増は、介護給付費の確定に伴い、国庫負担金、県費負担金等の概算払いにより、過大交付された負担金等について、基金に積み立てるものでございます。

なお、この積立金につきましては、令和3年度において、介護保険特別会計に繰り入れ、それぞれ、精算する予定でございます。

34ページ、35ページをご覧ください。

款4、地域支援事業費961万6,000円の減は、それぞれ事業費、事業実績確定によるものでございます。

44ページ45ページにつきましては、給与費明細書となっております。

以上、ご説明を申し上げますが、ご審議の上、ご承認を賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

○議長（二條孝夫君） 説明が終わりました。

本件について、ご質疑はありませんか。

大和義久議員。

○5番（大和幸久君） 11ページの保険料収入のところですけども、特別徴収収納見込み額がかなり増額しておりますが、この原因は、どんなような原因なのか説明ください。

○議長（二條孝夫君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（麻田俊一君） ただいまのお尋ねにお答えします。

当初の見込みよりも、特別徴収対象者数が見込みを大きく上回ったため、収入額も増えた状況でございます。

増額になった理由は以上でございます。

○議長（二條孝夫君） 大和幸久議員。

○5番（大和幸久君） これは対象者の収入が高いのではなくて、対象人数が多いという説明でした。

そうしますと人数とはどのくらい、前年に比べて増加しているのでしょうか。

○議長（二條孝夫君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（麻田俊一君） 人数が増えたということではなくて割合です。

普通徴収の割合が減って、特別徴収で徴収される方の割合が増えたと、そういう内容でございます。

○議長（二條孝夫君） 他にありませんか。

お諮りします。

この辺で質疑を終結することにご異議ありませんか。

（なしと呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件を報告通り承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。

よって、報告第9号「令和2年度北アルプス広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第4号）」は報告通り承認されました。

次に、報告第10号を議題として、説明を求めます。

事務局長。

〔事務局長（戸谷靖君）登壇〕

○事務局長（戸谷靖君） ただいま議題となりました報告第10号、専第9号「令和2年度北アルプス広域連合平日夜間救急医療事業特別会計補正予算（第3号）」につきまして地方自治法第179条第1項に基づき、3月31日付けで専決処分を行ったもので、同条第3項の規定により報告をし、承認を求めるものでございます。

議案1ページをご覧ください。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額からそれぞれ2,000円を減額し、総額を507万4,000円とするものでございます。

今回の補正は、事業の確定と計数整理が主な内容でございます。

8ページ、9ページの歳入をご覧ください。

款1項1目1、衛生手数料1,000円の減は、診察書料の実績によるものでございます。

款4項1目1、雑入1,000円の減は、福祉医療費事務手数料の実績によるものでございます。

次に11ページ、10ページ11ページの歳出をご覧ください。

款1項1目1、診療管理費25万円の減は、会計年度任用職員の報酬の実績による減でございます。

12ページは、給与費明細書を掲載してございます。

以上、ご説明を申し上げましたがご審議の上、ご承認を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（二條孝夫君） 説明が終わりました。

本件について、ご質疑はありますか。

（なしと呼ぶ者あり）

質疑ありませんのでこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件を報告通り承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、報告第10号「令和2年度北アルプス広域連合平日夜間救急医療事業特別会計補正予算(第3号)」は、報告通り承認されました。

次に、報告第11号を議題として、説明を求めます。

事務局長。

[事務局長(戸谷靖君)登壇]

○事務局長(戸谷靖君) ただいま議題となりました報告第11号、専第10号「令和2年度北アルプス広域連合老人福祉施設等事業特別会計補正予算(第4号)」について、地方自治法第179条第1項の規定により、3月31日付で専決処分を行ったもので、同条第3項の規定により報告をし、承認を求めるものでございます。

議案1ページをご覧ください。

第1条ですが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ19万8,000円を追加し、総額を2億1,252万円とするものでございます。

今回の補正は、実績見込み等による計数整理が主な内容となっております。

8ページ9ページの歳入をご覧ください。

款1項1目1、鹿島荘負担金、45万円の増は、加算の増などにより、老人保護措置費負担金を45万円増額するものでございます。

款2項1、ひだまりの家の収入の32万円の減は、入所者の入院により、目1ひだまりの家収入を20万円。目2ひだまりの家施設利用収入を12万円。それぞれ減額するものでございます。

款6項1目1及び目2、寄付金の増は実績によるものでございます。

10ページ、11ページの歳出をご覧ください。

款1項1目1、管理費98万円の減は、節1報酬では、会計年度任用職員の退職等により、73万円の減。節12委託料では、除雪委託料の減などにより、25万円の減額を行うものでございます。

款1項1目2、生活費130万円の減は、実績見込みによる減額でございます。

款1項2目1、ひだまりの家管理費181万円の減は、会計年度任用職員の退職による人件費の減額が主な内容となっております。

款3予備費は、歳入歳出の調整によるものでございます。

12ページには、給与費明細書でございます。

以上、ご説明を申し上げましたが、ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(二條孝夫君) 説明が終わりました。

本件について、ご質疑はありませんか。

(なしと呼ぶ者あり)

質疑がありませんのでこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件を報告通り承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、報告第11号「令和2年度北アルプス広域連合老人福祉施設等事業特別会計補正予算（第4号）」は報告通り承認されました。

ここで2時30分まで休憩いたします。

休憩 午後2時15分

再開 午後2時30分

○議長（二條孝夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第17号「工事請負契約の締結について」を議題とし提案理由の説明を求めます。
事務局長。

〔事務局長（戸谷靖君）登壇〕

○事務局長（戸谷靖君） ただいま議題となりました議案第17号「工事請負契約の締結について」提案理由のご説明を申し上げます。

地方自治法第96条第1項第5号の規定、並びに、北アルプス広域連合の事務所の所在する市町村の例によるものとする条例、及び大町市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、予定価格1億5,000万円以上の工事請負契約の締結につきましては、議会の議決に付さなければならないこととされておりますことから、今回、ご提案申し上げるものでございます。

本日お配りいたしました議案説明資料の、議案第17号説明資料をあわせてご覧ください。

本契約につきましては、北安曇郡白馬村大字北城9305番地8他で施工いたします。令和3年度白馬山麓清掃センター解体撤去工事の発注にあたり、事後審査型一般競争入札を5月10日に行いましたところ、6者の応札があり、入札の結果、消費税及び地方消費税を含め、2億8,424万円で、長野市南千歳町878番地株式会社守谷商会が落札し、5月13日付で仮契約を締結したものでございます。

なお、工期は、本広域連合議会議決の日から令和4年3月31日までとするものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（二條孝夫君） 説明が終わりました。

本案について、ご質疑はありますか。
大和義久議員。

○5番（大和幸久君） 2点質問します。

1点目はですねこの仕様書、設計書というのは、誰がどのように算出したのか説明いただきたいと思えます。

2点目はこの入札参加資格の設定条件と入札参加状況について説明ください。

○議長（二條孝夫君） 施設整備推進係長。

○施設整備推進係長（伊藤達男君） お答えします。

まず仕様書及び設計書につきましては、昨年度発注の白馬山麓清掃センター解体撤去工事等調査業務で作成をしたものでございます。なお、この業務につきましては、廃棄物コンサルタント業者と、広域連合とのほかに、中立的な立場から、一般財団法人日本環境衛生センターからも、助言をいただきながら、行ったものでございます。

2点目の参加要件につきましては、長野県の令和元年度、2年度、3年度建設工事等入札参加資格者名簿に登録され、長野県の令和元年度、2年度、3年度建設工事における資格総合点数別発注標準表の、解体工事における格付A区分の者で、かつ長野県内に建設業法に基

づく、本店、支店、または、営業所を有するものとさせていただいております。

以上でございます。

○議長（二條孝夫君） 大和幸久議員。

○5番（大和幸久君） 質問の最後に、入札参加状況の説明を求めたんですけれども、入札は何者ぐらいの入札で実施されたのか説明ください。

○議長（二條孝夫君） 施設整備推進係長。

○施設整備推進係長（伊藤達男君） 入札参加者につきましては6者、ございました。

以上でございます。

○議長（二條孝夫君） いいですか。

他に質疑はありませんか。

お諮りいたします。

この辺で質疑を終結することにご異議ありませんか。

（なしと呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

（なしと呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第17号を原案の通り可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。

よって議案第17号は原案の通り可決されました。

次に議案第18号「財産の取得について」を議題とし提案理由の説明を求めます。

消防長。

〔消防長（山本智通君）登壇〕

○消防長（山本智通君） ただいま議案となりました議案第18号「財産の取得について」提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法第96条第1項第8号の規定、並びに北アルプス広域連合の事務所の所在する市町村の例によるものとする条例及び大町市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、予定価格2,000万円以上の財産取得の場合、議会の議決を求めることとなっておりますので、今回提案をするものであります。

お配りしてあります議案説明資料も併せてご覧ください。

現在、大町消防署に配備の車両は、平成12年度に導入したものであり、20年が経過して、車体本体はもとより、装備の修理や部品調達に苦慮していましたことから、今回更新するものであります。

取得物件は、消防ポンプ自動車1台であります。

この車両は、令和3年式、消防専用車種、寒冷地仕様をベースとしたCD-1型、キャビン後方に水槽を装備し、ポンプ性能は、A-2級のものを搭載してございます。

市街地や山間地の道路狭隘な現場での、消火活動に威力を発揮する車両であります。

契約方法は、指名競争入札として27者を指名し、4月27日に入札を行いました。

その結果、4,947万7,940円で、日産プリンス松本販売株式会社大町営業所と

4月27日付けで仮契約に至っております。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の上ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（二條孝夫君） 説明が終わりました。

本案について、ご質疑はありませんか。

大和幸久議員。

○5番（大和幸久君） この事業に関してですね、設計額や、予定価格は誰がどのように算出したのか説明ください。

2点目はですね、仕様書に関しては、メーカーごとに寸法とか性能と、偏りがないようにすることが求められますけども、今回についてはこの点についてどのような配慮がなされているのか、2点説明ください。

○議長（二條孝夫君） 消防本部総務課長。

○消防本部総務課長（山岸賢司君） ただいまの質問にお答えいたします。

まず、予定価格の算出につきましては、大町消防署担当職員により、近年消防ポンプ自動車更新実績がある他の消防本部から情報収集を行い、あわせて、当圏域内の地域事情等を考慮し、有効な消防戦術に資する装備や積載品等の価格について情報収集と検討を重ね、さらに契約担当係により、直近の情報をもとに精査を行った上で、価格の算出を行ったものでございます。

2点目、仕様書に関してでございますが、今回の消防ポンプ自動車更新にかかる仕様につきましては、まず国が定めた消防ポンプ自動車の規格に適合するもので、近年の住環境等の変化や、圏域内の状況等を考慮しつつ、装備及び積載品の性能を示したものでございまして、公平性には十分留意の上、定められたものと認識しております。

以上でございます。

○議長（二條孝夫君） 大和幸久議員。

○5番（大和幸久君） 前回と同じようにですね他の自治体の単価を参考に見積価格を出しているという説明ですけども、これ他の自治体の、価格を参考するのはこれ、実際の差額ってそのものがですね、正確性等、非常に問題があると思います。

適正かどうか、問題が出てくるんじゃないかというふうに思います。

基本的に私はこういう見積もり単価というのは、入札に関係しない業者3者以上の見積からの平均値をとって、自治体独自の見積もり単価をサーチすると、これは通常の見積額の出し方という説明を受けていますけども、そうではなくて、他の自治体の単価の平均を参考にするっていうのは、問題があると思うんですが、この点の見直しをされる意思はあるのかどうか。最終的には連合長の見解を伺いたいと思います。

それからもう1点ですね、仕様書に関してですけれども、これ基本的に消防車というのはトラックの車体に必要なポンプとか、それぞれの装備をつけるものでありまして、それぞれの部品ごとにきちんと、仕様書にあったものを精査していけば、これも独自の見積単価というのは、かなり突き詰められたものが算出できるというふうに思われますけれども、こういった点について、見直し等の余地はあるのかどうか、広域連合長の見解を伺っておきたいと思っております。

○議長（二條孝夫君） 庶務係長。

○消防本部庶務係長（宮坂明史君） ただいまの議員ご質問についてお答えいたします。

まず、今回の仕様につきましては、担当消防署の方から、聞き取りをする中で、大きく4点の仕様、性能について重視をしたということをお聞きしております。

まず第1に、火災現場活動初期段階における、消火水を確保するという。小さい車両ながらも、水量確保するということが第1点。

二つ目に、寒冷地における凍結等による活動障害、これを軽減すること。

三つ目に、活動隊員の負担軽減。被害を最小限に抑えるため、各種装備の見直しをすること。

四つ目に準中型マニュアル免許にて運転可能であること。

この4点、そして最初に、総務課長の方から説明がありました近年の、高気密高断熱のような、多種多様な火災に対応するために、その火災に対応できる消防戦術のための装備、性能を有する装備を一つ一つ精査をいたしまして、そのものについては、メーカーの価格等を調査いたしております。

その上で近隣の、消防ポンプ車の他本部の価格も参考にしながら、仕様書の方を作成しております。

説明については以上です。

○議長（二條孝夫君） 広域連合長。

○広域連合長（牛越徹君） まず議員お尋ねのやはり、こうした、いわゆる地方公共団体或いは広域連合もそうなんですが、物資の調達にあたってはやはり、最小の経費で最大の効果を求めるこれ事象の精神であります。

そうした中で、この消防ポンプ車というのは、いわゆる製造メーカーそのものたくさんあるわけではございません。また、製造メーカーそのものに調達できれば一番安いわけですが、日本の、特に車の市場はやはりディーラー、そうした仕組みが完結しております。

その中で、27者広い範囲から調達できるような指名をするわけですが、なかなか限られた仕様ということが一つ。もう一つはやはり、ご質問にありましたように、やはりメーカーで作った車の、いわゆるトラックとしてのシャーシに偽装する。それによって、消防ポンプ車が必要な装備を備えた購入できる状態になります。

そうした特殊な部分とそれからさらには、やはりメーカーを指定することなく、より広範な範囲から調達できるようなそんな工夫をこれまでもしてきております。

で、やはりメーカーに失礼しました。ディーラーに見積もりを要請したところでやはり、競争はその時点で働くかどうかなかなか疑わしい。

そこで、現実に、実現しているそれぞれの消防本部における、いわゆる調達動向などを参考にするのは、今のところやむを得ない方法ではないかと考えます。

しかしながら、入札制度というのはやはり、日々、点検を加え、より効果的な、少ない財政負担で、より充実した消防車両などを調達できるように、研究を継続してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（二條孝夫君） 他にありませんか。

お諮りいたします。

この辺で質疑を終結することにご異議ありませんか。

（なしと呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

（なしと呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第18号を原案の通り可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって議案第18号は原案の通り可決されました。

次に議案第19号「令和3年度北アルプス広域連合一般会計補正予算(第1号)」を議題とし提案理由の説明を求めます。

事務局長。

[事務局長(戸谷靖君)登壇]

○事務局長(戸谷靖君) ただいま議題となりました議案第19号「令和3年度、北アルプス広域連合一般会計補正予算(第1号)」について提案理由のご説明を申し上げます。

議案1ページをご覧ください。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額からそれぞれ、312万円を減額し、総額を21億9,096万6,000円とするものでございます。

8ページ、9ページの歳入をご覧ください。

款1項1目1、市町村負担金460万4,000円の減は、ごみ処理広域化推進費ほか、環境衛生費の増減に伴うものでございます。

款3項1目1、循環型社会形成推進交付金148万4,000円の増は、旧白馬山麓清掃センター解体工事等に係る、国の内示額によるものでございます。

10ページ、11ページの歳出をご覧ください。

款4項1目2、ごみ処理広域化推進費につきましては、国庫支出金の増に伴う財源の組みかえでございまして、目3廃棄物処理費500万円の減は、節12委託料で、可燃ごみの受け入れ、運搬業務委託の入札に伴う減でございまして、

目4リサイクル推進費188万円の増の主なものは、節12委託料は、資源物運搬業務の入札先に伴う減、節17備品購入費では、昨年度末に調達ができませんでした。大町リサイクルパークで使用する資源物等の積みおろし用フォークリフトの購入費を計上するものでございます。

12ページにつきましては、市町村負担金の一覧表でございまして、

以上、ご説明を申し上げますが、ご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

○議長(二條孝夫君) 説明が終わりました。

本案について、ご質疑はありますか。

大和義久議員。

○5番(大和幸久君) 2点質問したいと思っております。

1点目は、9ページの市町村負担金460万4,000円の減額がありますけれども、それぞれ品目ごとに、市町村負担金の算出というのは、どのように定めているのか、関連して説明ください。

2点目は11ページ、先ほど補正、リサイクル推進費で説明ありましたフォークリフトの件ですが、当初190万のものが、今回は250万で上げられております。差額の60万円というのが、特殊仕様の品示ですか、この代金と見てよろしいのかどうか。

それから、この点について、予算決定の後、納期というのはいつごろの見通しになるのか、

2点説明ください。

○議長（二條孝夫君） エコパーク管理係長。

○エコパーク管理係長（西山孝君） ただいまの質問にお答えいたします。

まず歳入、9ページのところの、それぞれの費目の負担金の本割合についてということ
であります。まずごみ処理広域化推進費につきましては、3市村の協定で定められている施
設整備にかかる費用でございます。これについては大町市が67.2パーセント、白馬村
22.5パーセント、小谷村10.3パーセントの固定の割合となっております。

それから、廃棄物処理費、リサイクル推進費につきましては、施設の運転管理、処理に係
る経費の部分でございまして、同じく3市村の協定で定めておりますが、前年の1月から
12月の可燃ごみ量の納入実績の割合に応じて、負担をいただいているところでござい
ます。

それから2点目のご質問ですけれども、フォークリフトに関してでございます。

金額が大きく、膨らんできたということのご指摘がございました。昨年度の2月補正の
ところでやった予算につきましては、メーカーの見積もり、決算特化によって、予算計上の
ところを、最低の金額で計上したところでございます。

今回につきましては、使用を若干変えさせていただいてバケット部分だとか品示等の部分
について、増加する部分もございまして今回250万で、お願いをするものでござい
ます。

説明については以上でございます。

○議長（二條孝夫君） 大和幸久議員。

○5番（大和幸久君） 今説明があったフォークリフトについては納期いつごろの予定になるの
か伺っておりますが見通しがあるのでしたら説明いただきたいと思えます。

○議長（二條孝夫君） エコパーク管理係長。

○エコパーク管理係長（西山孝君） 納期につきましては、概ね6月7月の調達期間を見込んで
おりますので、8月以降に納期となりますよう、設定していくつもりでございます。

説明は以上でございます。

○議長（二條孝夫君） 他にありませんか。

お諮りいたします。

この辺で質疑を終結することにご異議ありませんか。

（なしと呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

（なしと呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第19号を原案通り可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。

よって議案第19号は原案の通り可決されました。

次に議案第20号「監査委員の選任について」を議題といたします。

本案は、中牧盛登議員の一身上に関する案件でありますので、中牧盛登議員の退席を求め
ることといたします。

〔4番(中牧盛登君)退席〕

それでは、事務局長に本案を朗読いたさせます。

〔事務局長（戸谷靖君）登壇〕

○事務局長（戸谷靖君） 監査委員の選任について。

次の者を北アルプス広域連合監査委員に選任したいので、北アルプス広域連合規約第16条第2項の規定により、議会の同意を求める。

住所、大町市大町2733番地2、氏名中牧盛登。生年月日、昭和24年2月12日。
令和3年5月20日提出。

北アルプス広域連合広域連合長、牛越徹。

以上でございます。

○議長（二條孝夫君） 次に、提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

〔広域連合長（牛越徹君）登壇〕

○広域連合長（牛越徹君） ただいま議題となりました、監査委員の選任につきましては、中牧盛登議員を選任いたしたく、提案理由の説明を申し上げます。

中牧盛登議員は、長年の議会経験を有し、大町市議会議長、副議長及び監査委員を歴任されました。

また、この間、全国市議会議長会の産業経済委員会委員に就任されるとともに、当広域連合議会議長も務めいただきました。

地方自治、地方行財政に明るく、人格高潔にして、高い見識を兼ね備えた適任者でございます。

よってここに提案いたしますので、よろしくご同意いただきますようお願い申し上げます。

○議長（二條孝夫君） 説明が終わりました。

本案について、ご質疑はありませんか。

（なしと呼ぶ者あり）

質疑ありませんのでこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（なしと呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

これより採決を行います。

中牧盛登議員の北アルプス広域連合監査委員の選任について、本案に同意する方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、中牧盛登議員の北アルプス広域連合監査委員の選任については同意することに決定をいたしました。

ここで中牧盛登議員の退席を解きます。

〔4番（中牧盛登君）着席〕

ここで中牧盛登議員に申し上げます。

ただいま北アルプス広域連合監査委員の選任については同意することに決定をいたしました。

日程第8「一般質問」

○議長（二條孝夫君） 次に、日程第8、一般質問を行います。

質問通告者は3名であります。

よって、3名の質問を行いたいと思いますので、ご了承いただきたいと思います。

では、これより質問に入ります。

質問順位第1位、18番、猪股充拓議員の質問を許します。

猪股充拓議員。

〔18番（猪股充拓君）登壇〕

○18番（猪股充拓君） 小谷村議会、猪股充拓です。

一般通告書に従いまして、大きく2点につきまして、質問いたします。

まず1点目。

1点目は、白馬、小谷のごみ処理及び資源化、白馬リサイクルセンターの周辺整備について、お聞きします。

白馬リサイクルセンターは、この4月にオープンしましたが、3月末まで、白馬山麓清掃センターで行っていた委託業務を、4月1日からは、新施設での業務の切り換えについては、白馬リサイクルセンターに移行したところですが、この業務の切り換えについて、スムーズに行われたのでしょうか。

また、来場者からのクレームや大きなトラブル等はなかったのでしょうか。利用状況は、昨年度と比較して、どのような状況でしょうか。具体的な事例等がありましたらお聞かせください。

以上で、1回目の質問を終わりにしたいと思います。

○議長（二條孝夫君） 1回目の質問が終わりました。

猪股充拓議員の持ち時間は残り38分とします。

猪股充拓議員の質問に対する答弁を求めます。

事務局長。

〔事務局長（戸谷靖君）登壇〕

○事務局長（戸谷靖君） 白馬、小谷両村のごみ処理及び資源化、施設整備についてのご質問に順次お答えいたします。

まず、白馬リサイクルセンターについてのご質問にお答えいたします。

議員ご案内の通り、地権者をはじめ、多くの関係の皆様のご理解とご協力いただき、白馬リサイクルセンターが竣工し、先月1日より供用を開始いたしました。

開設当初には場所がわからないなどの問い合わせがあり、来場される方が若干少ないようにも感じておりましたが、1ヶ月半が経過する中で、問い合わせも減少し、利用状況も、昨年度の水準に戻ってまいりました。

これは、広域連合ホームページでのご案内や、インターネットの地図情報サービスの登録を早めに行うなどの対応に加え、白馬村、小谷村両村におきましても、丁寧な電話対応や、ごみカレンダーなどの印刷物により周知を図った結果が現れてきたものと考えております。

また、施設の機能的な面におきましては、手狭な従前の白馬山麓清掃センターで行っていた業務が、新たな施設の操業に伴い、効率的に運用ができるようになったものと考えております。

今後におきましても、すぐれた機能を有する施設を最大限活かすことができますよう、リサイクル化の徹底に向けた広報啓発を3市村と連携して進め、さらなる焼却ごみの減量化に

努めてまいります。

○議長（二條孝夫君） 再質問はありませんか。

猪股充拓議員。

○18番（猪股充拓君） 次にですね、白馬山麓清掃センターの解体撤去についてお聞きします。

この解体撤去工事を進めるにあたり、ダイオキシン等の有害物質の除去についてはどのように行われる予定なのでしょうか。

昨年度行われました、事前調査等から、どのような状況で飛散防止等の対策を行い、有害物質の処分方法とこれからの有害物質はどこに持っていくのか、その概要につきまして、お聞かせください。

○議長（二條孝夫君） 答弁を求めます。

事務局長。

〔事務局長（戸谷靖君）登壇〕

○事務局長（戸谷靖君） 次に白馬山麓清掃センター解体撤去工事についてお答えを申し上げます。

本年度予定しております白馬山麓清掃センターの解体撤去工事におきましては、施設本体の解体撤去のほか、アスファルトや柵の撤去を行い、さらには、周辺の土壌の入れ替えを行うことを計画に盛り込んでおります。

周辺の土壌につきましては、昨年度に事前調査を実施しており、その結果、ダイオキシン濃度が高く、環境基準に適合しない箇所が一部に判明したため、当該部分の土壌を除去し、適切な廃棄物処理を行った上で、新たな土壌と入れ替えるものであり、環境浄化への対応を図るものでございます。

また、建物のダイオキシン等の飛散防止につきましては、煙突など、内部にダイオキシンが蓄積する場所は、高圧洗浄を行い、その際の排水は適切な廃棄物処理を行うことといたします。

また、建物内の空気については、窓や扉などに目張りを行い、3層のフィルターで構成される負圧集塵機を24時間稼働させることにより、常に汚れた空気を施設内で吸収し、施設内に有害物質が飛散することのないよう、十分対策を講じた上で、工事を進めることとしております。

また、施設外におきましても、ダイオキシン濃度を計測するなど、周辺の住民の皆様へ、安心していただけるよう、万全の対策を講じて実施いたします。

なお、工事の施工上やむを得ず発生する作業音につきましても、極力抑えて工事に当たるよう配慮いたしますので、周辺住民の皆様のご理解をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（二條孝夫君） 再質問はありませんか。

猪股充拓議員。

○18番（猪股充拓君） 今回の解体撤去工事関連についてなのですが、特にあの周り、本当に観光地のど真ん中であって周りにキャンプ場とかもあって、非常に観光地としては、キーな場所になってくると思います。

それと今、答弁でありましたように、近隣住民へのご理解というところで、今後ですね、近隣の方への説明会等ということは、計画しているのかどうか伺います。

○議長（二條孝夫君） 施設整備推進係長。

○施設整備推進係長（伊藤達男君） お答えします。

近隣住民の説明会ということで、先日なのですが八方の役員会の際にご説明をさせていた

だきました。

その際にですね、近隣住民の皆様全員を集めるということになりますと、コロナ渦でもございますので、チラシの全戸配布を、その際に行わせていただきました。

以上でございます。

○議長（二條孝夫君） 再質問ありますか。

猪股充拓議員。

○18番（猪股充拓君） 非常にデリケートな問題ですし、観光地というところもありますので、きめ細やかな情報提供だけは、よろしくお願ひしたいというふうに思いますので、お願ひします。

次に、リサイクルプラザの整備についてお聞きします。

昨年度、この整備に関する基本設計を行い、本年度実施計画となりますが、基本設計でまとめた、主要ではどの程度の規模、内容、来場者数、人数等の、施設を予定しているのでしょうか。

また、実施計画が終わり、来年度は、施設建設となると思いますが、この施設の管理や運営はどのように行う予定なのか、お聞きします。

答弁を求めます。

○議長（二條孝夫君） 事務局長。

〔事務局長（戸谷靖君）登壇〕

○事務局長（戸谷靖君） 次にリサイクルプラザの整備についてお答えを申し上げます。

2月定例会の全員協議会におきまして、施設の配置図等をお示しいたしましたが、基本的には規模を若干縮小して、実施設計を行うことといたしております。

これにつきましては、3市村の担当課長会議及び正副連合長会議等で検討を重ねてまいりました結果、今後、実施設計の中で、より機能性実用性の向上を図り、循環型社会形成推進交付金取扱要綱等の趣旨に沿って検討を進めるとともに、3市村及び関係者の皆様とも慎重に協議してまいりたいと考えております。

また、管理運営の方法につきましては、今年度、検討を進めることとしておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

○議長（二條孝夫君） 再質問はありませんか。

猪股充拓議員。

○18番（猪股充拓君） 次ですね、可燃ごみ等、資源物の処理状況についてお聞きします。

昨年度の3市村の可燃ごみの処理の状況はどうだったでしょうか。計画や、目標等に比べ、どのような状況かお聞かせください。

次に、昨年度の3市村の資源物の処理状況はどうだったでしょうか。資源化率の状況もあわせてお聞かせください。

○議長（二條孝夫君） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（井沢公一君） 可燃ごみと資源物の処理状況についてお答えします。

昨年度の3市村の可燃ごみの処理状況が、令和元年度に比べ9.6パーセント、1,084トンの減の1万176トンとなっております。

内訳では、新型コロナの影響もあり、事業系ごみの減少分が非常に大きく20.3パーセント、909.6トンの減となっております。

市村別では、大町市が5.9パーセントの減、白馬村が18.6パーセント、小谷村が

12パーセント、それぞれ大きく減少しております。

ごみ処理施設基本計画及び一般廃棄物処理基本計画の目標値1万413トンに比べ、コロナ禍感染症の影響はありましたものの、昨年度は達成できた形となっております。

また、焼却灰につきましても、焼却前の重量の概ね10分の1程度に縮減することとなりますことから、今後の状況の変化等も見極め、3市村と協議連携し、アフターコロナにおきましても、さらなる焼却ごみの減量化を図ってまいります。

次に、3市村の資源物の処理状況につきましては、前年度と比較して、2.7パーセントの減、48トン少ない1,702トンであり、再生利用率も目標の24.3パーセントに対して、ここ数年、20パーセントを割り込む状況にあり、可燃ごみの減量化とあわせ、3市村と連携を図りつつ、資源化を推進してまいります。

以上でございます。

○議長（二條孝夫君） 再質問はありませんか。

猪股充拓議員。

○18番（猪股充拓君） 資源物化っていうところは本当にこれからの時代、かなり重要な部分になってくると思うので、この広域でも、さらに、揉んでいければというふうに思います。

それと3市村特に、小谷白馬ですね、観光関連の個人事業主が多く、このコロナ渦で観光業が低下しているというところから、事業ごみがかなり減ったというふうに、私自身も自覚しております。

で、しかしながら、このアフターコロナを見据えてですね、観光客が増えてくれること、景気が上昇するにあたって、事業ごみもきっと増えてくる、増えていってもらいたいというふうに私も願っているところですし、そういった部分でも、今から準備がとても大切になってくるんじゃないかなというふうに思いますので、ごみが増えるということは、お客さんもたくさん来るといふように、我々事業関係者は考えておりますので、これからも、よろしくお願ひしたいと、併せて観光業も頑張っていかなきゃいけないというふうに思い次の質問に移させていただきます。

2項目めの質問に移ります。

今後の北アルプス広域化への取り組みについて、お聞きします。

北アルプス広域連合では、医療、福祉、消防、介護保険、視聴覚教育など、幅広い分野で数々の業務を行っているところですが、地域住民から多くの期待が寄せられている状況です。

この圏域は豊かな観光資源を有する地域であり、ここには多くの観光業者が存在する広域エリアです。

私自身、広域連合議会の一般質問を行ってまいりましたが、広域連合規約第4条、広域的観光振興に関する業務にも明記されている観光事業につきまして、各自治体それぞれの取り組みだけではなく、広域連合事業として、観光発信を取り組むことはできないでしょうか。

以上、質問を終わります。

○議長（二條孝夫君） 答弁を求めます。

広域連合長。

〔広域連合長（牛越徹君）登壇〕

○広域連合長（牛越徹君） 広域連合として、観光情報の発信事業を事業に組み入れることはできないかとのご質問でございます。

議員ご案内のように、当圏域は北アルプスやその山麓に広がる田園、清流、湖に代表される雄大な自然や景観、また豊かな森林や、2,000メートルを超える標高差が生み出す、

多様な植物の生態系さらに世界水準のスノーリゾートやアウトドア体験施設に加え、個性的な美術館や特色ある温泉、宿泊施設など、5市町村それぞれに、四季折々の多様性に富んだ魅力ある観光資源を多数有する国内有数の観光エリアでございます。

こうした多様な観光資源についての的確に観光情報を発信することは、四季を通じて、国内外から数多くの観光客を迎えております当圏域にとりまして、良好な地域振興策と認識しております。

一方、近年の観光誘客を取り巻く環境は、団体旅行から個人、グループ旅行へといった旅行形態の変化、またモノ消費からコト消費などへの旅行ニーズの変化、さらには、SNSの普及による情報の発信、或いは収集手段の変化など、年々大きく変化を遂げてきております。

こうした状況を背景として、今後はそれぞれの市町村が、観光客のニーズを的確にとらえるアンテナを一層高くし、それらの情報を市町村間で共有しつつ、効果的な観光誘客や、情報発信において連携することが、交流人口の増加や観光振興の相乗効果を高め、相互の利益に繋がるものと考えております。

圏域におきましてはこれまでも、5市町村、安曇野市及び観光団体等で構成する大糸線ゆう浪漫委員会が、広域観光パンフレットの作成や、プロモーション事業等により、広域的な観光情報の発信を展開するなど、すでに広域観光圏共通の課題に取り組んでおります。

また各市町村では、イベントの開催や、県内外におけるプロモーション活動により、特色を生かした情報発信を効果的に展開し、誘客に繋がる宣伝の強化を図ってまいりました。

広域連合では、広域連合規約第4条にある広域的観光振興に関する事務に基づき、こうした市町村事務を支援するため、これまでホームページや広報紙等を通じて、広域的なイベント情報の発信や、地域振興イベントへの補助などの事業を実施しております。

また一方で、ウィズコロナ、或いはアフターコロナを見据えた観光誘客では、より一層創意工夫を凝らした取り組みが必要であり、知恵を絞りニーズに即した誘客を図ることが、観光振興に結びつくものと考えております。

現在、市町村がこうした認識のもとで、連携する枠組みとして、北アルプス連携自立圏の広域観光専門部会において、観光業の経済波及状況調査に取り組んでおります。

これは、観光交流の実態把握と分析を通じて、産業構造、また観光構造の解明を目指すものであり、これにより、地域内経済循環の観点から、効果的な観光施策の展開を図るためのツールとして期待するところでございます。

広域連合としましては、引き続き広域観光専門部会における調整を進め、各市町村がそれぞれの特色を生かしつつ、より効果的な観光情報の発信に結びつきますよう、支援してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（二條孝夫君） 再質問はありますか。

猪股充拓議員。

○18番（猪股充拓君） 確かに今連合長おっしゃったように、大糸線ゆう浪漫委員会ですとか、あとは白馬バレーのDMOとか、個々に活躍している、広域で活躍しているグループがあるのですが、どうしてもその点になってしまっています。

その活動がですね。広域全体に伝わってこないというところが、少し問題というか、歯がゆいところでありまして、その点をやっぱり線にしていく動きっていうのを、この広域連合でやっていければというふうに、私は感じます。

いつも私、一般質問に立たさしてもらっている時にこの観光の話をしていただくのです

けども、やっぱりこの観光という事業はですね、広いエリア、特に広域エリア、ここで言うところの、大北エリアっていうのは非常に、今連合長おっしゃったように、観光ツールとしての魅力がすごく詰まったところなんですね。

2021年のワールド版のスキー、スノーマガジズという雑誌があるのですが、そこで、2021年度版。世界のトップテンとスキー場トップテンという発表がされましたその中に唯一日本で、白馬バレーが選ばれています。

その選ばれた10の中には、有名なベールだとかアスペンだとか、イタリアのコルティナー・ダンペッツォだとかっていうそういうメジャーなところは一切入ってなくて、実はこれから伸びていくであろう、一番皆期待しているスキーエリアが、含まれておりその中に、白馬バレーも入っていますから、世界的基準で見れば、非常にこの白馬バレーエリアっていうのは注目されていて、これからアフターコロナ、グローバルに展開していく中で、やっぱりこのエリアを発信してくのは、この広域連合だと私は感じていますので、そういったものを組み入れてくってというのが、今後、私はこの地域を発展させていくためには必要じゃないかなというふうに思います。

ちょっと再質問というよりは、いつも要望みたいな形になってしまって本当に申しわけないんですけども。

こういう機会だから、発言させていただきますけども。

来るお客様というのは、各自治体のことなんて、正直言ってわかってないです。

僕も小谷村の柵池高原ところに実家があって、宿を経営しているのですが、よく届く荷物は白馬村柵池高原って入ってきているんですね。なぜお客さんにしてみれば小谷村なのかわからない。で、東京で働いていたときの同僚が、白馬今度滑りに行くから一緒に滑ろうよって言われた時にどこのスキー場と聞くと、鹿島槍って言われたりします。

だから、来るお客さんにとっては、自治体の枠組みなんて全く関係ないと思いますので、そこをやはりしっかり受け入れてですね、広域でしっかり活動していくってことが、今後、必要になってくるんじゃないかというふうに私感じていますので、ぜひともですね。この広域でも、観光業、常にそれで報告は必要ないと思いますけども、やっぱり何らかの形で発信していければというふうに思いますし、この冬ですね、小谷村では、チームラボという会社を使って、ITのコンピューターを使いましてね未来の遊園地という企画を約1ヶ月にわたって開催させてもらいました。

村外県内の方が多く来ていただきまして、非常に評判の良いイベントだったんですね。

これから始まる大町市では、芸術祭があると思いますけども、そういったものと、小谷がやったような、IT関係、未来に繋がるようなイベントも併せてやるのが、非常にお客さんには、いい効果が私はあると思いますので、そういったものも含めながら、連携しながらそういった事業を取り組めればというふうに思いますので、今後ですね、是非とも広域では、観光業の方にも少し目を向けていただければというふうに要望しながら、私の一般質問を終わりにしたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（二條孝夫君） 以上で猪股充拓議員の質問は終了いたしました。

ここで15時35分まで休憩といたします。

休憩 午後3時23分

再開 午後3時35分

○議長（二條孝夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、質問順位第2位、2番、降旗達也議員の質問を許します。

降旗達也議員。

〔2番（降旗達也君）登壇〕

○2番（降旗達也君） 大町市議会の降旗達也でございます。

それでは通告に従いまして、障がい者の雇用について、介護保険給付の住宅改修費について質問をさせていただきます。

地方公共団体等は、障がい者の雇用の促進等に関する法律において、障がい者の雇用の促進及びその職業の安定について、広い範囲にわたって重要な責任を有し、そのための施策を積極的に展開する重大な責務を有するものとされています。

厚生労働省長野労働局の令和3年1月15日発表の令和2年長野県内の地方公共団体等における障がい者雇用状況の、集計結果、令和2年6月1日現在という集計結果を見ますと、北アルプス広域連合を形成する市町村では、大町市の法定雇用障がい者数の算定の基礎との職員数が869.5人、障がい者の数26.5人、実雇用率3.05パーセントで不足数0人。池田町の算定の基礎となる職員数が106.5人、障がい者の数2.0人、実雇用率1.88パーセントで、不足数0人。松川村の算定の基礎となる職員数が148.0人、障がい者の数、2.0人、実雇用率1.35パーセントで、不足数1人。白馬村の算定の基礎となる職員数が159.0人、障がい者の数3.0人、実雇用率1.89パーセントで、不足数0人。小谷村の算定の基礎となる職員数が72人、障がい者の数2.0人、実雇用率2.78パーセントで、不足数0人という結果が出ていました。

そこには北アルプス広域連合の記載があり、法定雇用障がい者数の算定の基礎となる職員数が88.0人、障がい者の数0人、実雇用率0パーセントで、不足数2人ということでありました。

令和2年6月1日現在の数字ですので、変動も当然あるかと思いますが、北アルプス広域連合における障がい者の雇用の現状について、まずお伺いをしたいと思います。

これで1回目の質問を終わります。

○議長（二條孝夫君） 質問が終わりました。

降旗達也議員の持ち時間は残り37分とします。

降旗達也議員の質問に対する答弁を求めます。

広域連合長。

〔広域連合長（牛越徹君）登壇〕

○広域連合長（牛越徹君） 障がい者活躍推進計画の進捗状況についてのご質問にお答えします。

障がい者の雇用の促進に関する法律の、一部改正に伴い、令和元年12月17日付けの厚生労働省告示により、新たに障がい者活躍推進計画の作成指針が定められました。

これを受け、当広域連合におきましても、計画期間を令和2年4月1日から4年3月31日と定め、障がい者活躍推進計画を策定いたしました。

元年どの時点における状況は、法に基づく雇用人数2.0人に対し、障がい者の数は1.0人で、法定雇用率は未達成となっております。

また昨年度におきましては、障がい者雇用状況の報告基準日となります6月1日現在の障がい者数は、0人となり、このため、積極的な採用活動を行うとともに、採用した障がい者である職員の活躍のための体制整備に努めてまいりました。

こうした取り組みの結果、昨年9月1日現在におきましては、障がい者の数2.0人、実雇用率2.34パーセント、不足数0人となっております。

また、本年3月からは、政令に基づき、障がい者の法定雇用率が0.1パーセント引き上げられ、2.6パーセントとなりましたが、本年度におきましても、法定雇用率を達成できるもの、見込みでございます。

引き続き、法の趣旨に基づき、障がい者の活躍を推進するための環境の整備や、必要な措置を講じ、障がい者雇用率の維持向上に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（二條孝夫君） 再質問はありませんか。

降旗達也議員。

○2番（降旗達也君） ただいま、広域連合長からですね、ご答弁いただきまして、令和2年の9月の1日には2名達成できるというようなお話だったかと思えます。

達成できているっていうのは、なかなかこの先の質問もしにくくなるわけでありましてけれども、それも質問させていただきたいと思えます。

本当に令和2年度に、2名達成できたということでまずは本当に安心をしているところがあります。

この北アルプス広域連合障がい者活躍推進計画の中にはですね、広域連合における障がい者雇用に関する課題という項目がありまして、そこに、令和元年において障がい者の法定雇用率を見させていただき、先ほど広域連合長おっしゃっていましたが未達成であったと。積極的な採用活動を行って、いますというふうな、先ほど広域連合長もおっしゃっていましたが、目標すでに達成されていることではありますけれども、今までなかなかこう達成できなかったものが、達成できた。

このような積極的な採用活動を行ってきたおかげなのかなというふうを感じるわけでありまして1回ちょっとそれ、どういった内容の、どういった活動をしたら、きちんとそういう採用ができたのかちょっとその辺一带、お伺いしたいと思います。

○議長（二條孝夫君） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（井沢公一君） どのような採用活動を行っているかのご質問にお答えいたします。

これまでの会計年度任用職員の採用の際、一般雇用枠であっても、ハローワークから障がい者の紹介を受け、選考を行ってまいりました。しかし、本年度の会計年度任用職員の採用に当たりましては、障がい者雇用枠として、広く公募を実施したところ、3名が応募され、1名を採用したところであります。

以上でございます。

○議長（二條孝夫君） 再質問はありませんか。

降旗達也議員

○2番（降旗達也君） 障がい者雇用枠を設けて採用したら、この3名の募集があったようなことだったと思えます。

またその計画の中ですね、先ほど話した障がい者の雇用に関する課題という中にはですね、採用した障がい者がある、その職員の活躍のために、さらなる体制整備とか、そういった各種取り組みが今後必要なのだというようなことも書かれているわけでありまして。

このさらなる体制整備や、各種取り組み、というものはですね一体これどのようなものを考えているのか。

せっかくね、3人募集があつて2人入られているので、さらなるってくらいなんで、今よりですねもっといい体制整備や取り組みっていうものを私ちょっと期待してしまうわけで

ありますけども。

委託の体制整備どのようなものを考えなのかちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（二條孝夫君） 総務課長。

○総務課長（井沢公一君） さらなる体制整備や取り組みはどうかのご質問にお答えいたします。

障がい者活躍推進計画の取り組み内容にもありますように、体制整備としましては、障がい者雇用推進者として、総務課長を選任しております。

身体障害等により、従来の業務遂行が困難となった方から問い合わせがあった場合には、長野労働局に相談するとともに、過度な負担なく遂行できる職務の選定や、新たな仕事の創出について検討することとしております。

また、環境整備では、相談があった場合や、人事評価面談の際に、必要な配慮の有無を把握し、必要な措置を検討するとともに、大きな負担とならない範囲内で適切に対応することといたします。

以上でございます。

○議長（二條孝夫君） 再質問はありませんか。

降旗達也議員。

○2番（降旗達也君） 体制整備もわかりましたが、環境整備の部分になるのかな、北アルプス市町村会館のですね。北アルプス広域連合の事務所にお邪魔をさせていただくと、玄関ホールまでは、車椅子でも大丈夫なようにですねフラットになっていますし、事務所の扉を開けるとスロープがあって、車椅子でも事務所の中に入っていけるというようになっております。

この前ちょっとお邪魔したときに、私ちょっとしっかりと寸法測ったわけではございませんけども、事務所の中を例えば車椅子などで、動くにはやっぱ、多少通路が狭いとか動線が狭いようなね、感じがしました。

先ほどの、環境整備の部分になるのかな。特定の障害の排除や、特定の障害に限定するようなことはないというようなことなので、やっぱりそういったですねバリアフリーというか、勤められた職員じゃない方が例えば車椅子でも勤めやすいような環境整備という部分、必要なんじゃないかなというふうに思うわけですが、そういった施設のですね事務所内だとか、部分のそういうバリアフリーのお考えについてちょっとお伺いをしたいと思います。

○議長（二條孝夫君） 総務課長。

○総務課長（井沢公一君） 施設のバリアフリーの状況はどうかのご質問にお答えいたします。

北アルプス市町村会館は、平成28年度に実施いたしました、耐震診断に基づく大規模改修の際に、トイレにつきましては、洋式化や段差の解消、手すりをつけるなどのバリアフリー化を行っております。

事務室と廊下との段差につきましては、OA化に伴い、床下配線を行った際に生じた段差であるため、スロープを設置し、対応しております。また、事務所内の通路が狭いのはとのご指摘につきましては、現在の人員配置や現状では、事務室を拡張することはなかなか困難なため、今後の課題と認識しております。

以上でございます。

○議長（二條孝夫君） 降旗達也議員。

○2番（降旗達也君） わかりました。

一通り耐震化の時に、バリアフリー化を進めているというお話だったかと思います。先ほど最初にもちょっとお話しました障がい者雇用ですね、集計状況見て、ちょっと私もびっ

くりしたわけでありまして、現在の状況とですねまた対応について聞かせていただきまして、とりあえずは、安心したという部分の方が大きいかなというふうに思っております。

しかしながらですね、この数年は1人が2人になって達成できているけどその前は、なかなか達成状況が良くなかったというような状況もありますので、ぜひともですね先ほどの事務所の中ですね、配置の部分だとか、そういった部分、本当に障がい者の方が働きやすい環境。本当に働いてみたいと思えるようなですねそういった北アルプス広域連合をですね、是非とも目指していただきたいと思いますと思ひまして次の質問に移りたいと思います。

次の質問ですが、介護保険給付の中ですね、住宅改修費についてちょっと細かいところについて質問させていただきたいと思ひます。

北アルプス広域連合の発行のですね、北アルプスの介護保険という冊子がありましてその中を見ますと、介護保険サービスの中に在宅サービスってのがあってその中に、住宅改修費の支給というものが、載っているわけでありまして。

例えば自宅の手すりの取り付けだとかですね、段差の解消など、本当に小規模な住宅の改修費をですね、支給するということになっております。

そこでまずこの制度の内容と、これどれぐらいの利用があるのか、ちょっとお伺いをしたいと思ひますよろしくお願ひします。

○議長（二條孝夫君） 答弁を求めます。

事務局長。

〔事務局長（戸谷靖君）登壇〕

○事務局長（戸谷靖君） 私から、住宅改修費の現状と課題についてのご質問にお答えを申し上げます。

介護保険給付における住宅改修は、利用者がこれまで住み慣れたご自宅で継続的に安全かつ安心して暮らし続けられるよう、介護保険を利用して、住宅内の改修を行うことができる制度でございます。

介護給付における住宅改修は、住宅の玄関、廊下、浴室、トイレ等への手すりの取り付けや段差の解消などを給付の対象としており、自宅を介護に適した状態に改修することを目指すものであります。

この制度により、要介護者が安心してご自宅で過ごすことが可能となり、加えて、介護者の負担軽減も期待されるところでございます。

給付対象となる改修事業は、介護保険法に位置付けられた部分のみが対象となり、費用につきましては、居宅介護住宅改修費として、1人当たり20万円を上限に給付されます。

昨年度の給付実績につきましては、対象件数は202件で、給付額は1,277万円余となっております。

課題としましては、改修費につきましては、国の通知に沿い、専門職の関与や、建設業組合などと連携することにより、適正な価格での施工が確保されますよう、給付適正化の取り組みの充実強化を検討してまいります。

以上でございます。

○議長（二條孝夫君） 再質問はありませんか。

降旗達也議員。

○2番（降旗達也君） 介護保険を利用して手すりとかつけられると上限20万だという話でありますけれども、ちょっともう一点確認したいのですけれども、介護保険給付ということでありまして、例えば大町市で行っている安心安全住宅リフォーム補助金のような予算みたい

なものがあって、当然予算はあると思うのですが、予算があって、その予算がいっぱいになったら、締め切りっていうことじゃなくて、例えばそういった改修が必要な方がいれば、必要な時に申請さえすれば、そういった枠みみたいなものを気にせずに、そういった制度を利用できるということなのか。

ちょっと1点確認させていただきたいと思います。

○議長（二條孝夫君） 答弁を求めます。

介護福祉課長。

○介護福祉課長（麻田俊一君） 住宅改修費の給付の上限についてのご質問にお答えいたします。

住宅改修費は、利用者1人当たり20万円までの給付が上限となっており、20万円を超える部分につきましては、全額自己負担となります。

なおこの上限につきましては、介護認定において、軽度の認定だった方が、3段階以上、上位の区分に変更された際には、リセットされ、再度20万円の上限により、給付がされることとなっております。

また、年間の住宅改修費全体の予算につきましては、他の介護サービスと同様に、ビジョンに応じた、介護給付となるため、予算上、上限は設定されておられません。

私からは以上でございます。

○議長（二條孝夫君） 降旗達也議員。

○2番（降旗達也君） わかりました。

上限の設定がないという部分だと思います。3段階超えると、リセットされてまた新たに使えるというような制度というふうなことだと思いますけど、ちょっと以前ですね私住民の方からこんな相談を受けたことがあります。

例えば高齢者の方がいらっしゃるご家庭で、手すりやトイレを改修するために、補助の申請を出しましたと、多少でも補助金が出るのであれば、せっかくなので高齢者のために、例えばお風呂などの改修も一緒に検討して行って、当然申請が通ったので、そういった部分に対しても着工していくというような話をしたのですね。

そして電気工事だとかもろもろの工事が始まっている最中、残念なことに対象者であった高齢者の方がお亡くなりになってしまうというような、話がありました。

結果ですね、当然高齢者の方が亡くなったので、その対象の方がいらっしゃらないので、補助はできないというような話になったというような経緯を聞いたことがあります。

確かに、おっしゃっていることごもっともで、対象者がなくなってしまうということは当然わかるのですが、例えばすでに着工とかをですねしてしまっているような場合、この介護保険給付の住宅改修費においても、本当にそういった部分をでなくて、もう駄目ですよと言ったようなこういった対応にしかできないのかちょっとその辺を教えていただきたいと思います。

○議長（二條孝夫君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（麻田俊一君） 住宅改修費を申請していた方が工事完了前に死亡した場合の取り扱いについてのご質問にお答えいたします。

住宅改修費の支給は、介護保険法に基づき、居宅要介護用支援被保険者が、現に居住する住宅について改修がされたものを対象としており、住宅改修の完了前に亡くなられた場合には、給付の対象とはなりません。

私からは以上でございます。

○議長（二條孝夫君） 降旗達也議員。

○2番（降旗達也君） わかりました。

思った通りの答弁いただきましてありがとうございます。

そこはね、わかるんですね、別に。やっぱり対象者が亡くなれば、それは法律的にもそうだろうということわかるのですが、やはりですね補助がこう出ても出なくても、例えば工務店とお客さんとの契約になっているので、工事の方は、粛々と進められていくということになると思いますし、万が一ですね、工事が、いいよと。工事が中止になったってことになればですね。例えばトイレだとか、手すりだとか、もろもろのものをですね、仕入れて準備した工務店さんなどもきつと困っちゃうんじゃないかなというふうに思っています。

また逆にですね、工事を進めるにあたって、そういった補助が出ないと。多少なりとも補助があることで話を進めていったにもかかわらず、そこで、そういった結果になってしまうと、施主さんの方も困ってしまうと。

こういったことってやっぱり絶対に起こることだと私思うのですね。

やっぱりこれ申請が通れば、確かに法律なのであれなのですけども、申請が通れば、対象者がなくなるのは悲しいことが起こったとしても、なんていいますか、すでに着工した部分だとか、そういった部分のなんていうのか、少しクッションをですね少し考えていくべきなんじゃないかなというふうに私は思うわけですが、そういったことは全くできないのかちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（二條孝夫君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（麻田俊一君） 住宅改修費について申請者が、工事完了前に死亡した場合についてのご質問にお答えいたします。

介護保険給付におきましては、利用の実績に基づき、給付がされるものでありますことから、住宅改修の給付につきましても、申請に基づき、審査が行われ、工事が着手されたものでありましても、申請者の居住が確認できない場合は、介護保険制度による給付はできないことが規定されております。

今後も、この介護保険法の趣旨に沿って適正な給付となりますよう、給付事務の執行に努めてまいります。

私から以上でございます。

○議長（二條孝夫君） 再質問はありませんか。

降旗達也議員。

○2番（降旗達也君） わかりました。

どうしてもね、本人いらっしゃらなければ無理だというようなことはわかりましたが、やっぱりですね、本当に先ほちょっと、いろいろな事例を挙げさせて話をさせていただきましたけども、こういったことをやっぱり絶対に起こるんですね。

そうなった時に結局、良かれと思ってある制度が、逆に、何ていうかな、利用者の負担になってしまうとか、枷になってしまっている部分も、私は往々にしてあるのかなというふうに思っていますので、ぜひともですね広域単体でね、何とかできるかどうかはちょっとわかりませんが、是非ともこういった状況があることをですね若干理解をしていただいて、具体的に今、こうした方がいいんじゃないかというのは、私も持ち合わせていませんけども、やっぱりこういった、少しでもそういった申請者だとかですね、そういった部分の、少しでも助けになるようなですね、少しでもいい方向に向かっていくようにですね、ぜひともしていただきたいなと要望させていただきまして、私の質問を終わらせていただきたいと思います。

ありがとうございました。

- 議長（二條孝夫君） 以上で降旗達也議員の質問は終了いたしました。
次に、質問順位第3位、13番山中伯行議員の質問を許します。
山中伯行議員。

〔13番（山中伯行君）登壇〕

- 13番（山中伯行君） 松川村村議会の山中伯行と申します。
初めて質問に出させていただきますが、よろしく願いをいたします。
2項目挙げさせていただきます。
1項目めは、新型コロナウイルス感染症対策について、北アルプス広域連合の感染症対策についてお伺いをいたします。
2項目めは、介護保険事業についてであります。
それでは、1項目めの新型コロナウイルス感染症対策についてお願いいたします。
北アルプス広域連合の感染症対策について新型コロナウイルス感染者が大幅に増加し、県内でも第4波となり、1ヶ月半あまり。緊急事態宣言の対象になっていない県にあっても、さらに感染拡大が進み、第4波が猛威をふるっております。
唯一、感染者が出ていなかった松川村でも感染者が出るなど、北アルプス広域連合内の5市町村に感染者が広がってきました。
昨日19日の県の発表によりますと、大北地域で、合計7人が新たに新型コロナウイルスに感染したといった報道もありました。
また、65歳以上の高齢者のコロナワクチン接種が本格化してまいりました。
そこでお伺いします。北アルプス広域連合かの介護施設での、新型コロナウイルス感染症対策についてどんな施策を講じているのか、お伺いいたします。
なおこの件につきましては、昨年も、同僚議員が同じような質問をされておりますけれども、状況が1年前よりも悪くなっている、そんな状況にありますので、再度質問をさせていただきました。
よろしく願いをいたします。

- 議長（二條孝夫君） 1回目の質問は終わりました。
山中伯行議員の持ち時間は残り37分とします。
山中伯行議員の質問に対する答弁を求めます。
広域連合長。

〔広域連合長（牛越徹君）登壇〕

- 広域連合長（牛越徹君） 広域連合管内の介護施設における新型コロナウイルス感染症対策の状況について、ご質問にお答えします。
現下の新型コロナウイルスによる感染状況は、昨年2月に国内での陽性者が確認されて以来、昨日の時点ですでに累計69万9,400人を超える、70万人に迫る感染者が確認されております。
本年4月からとされる、今回の第4波では、変異型ウイルス感染の広がりを含め、県内でも再び感染が拡大に転じており、大町保健所管内におきましても、議員のご質問にありましたように、陽性者の広がりがおさまる気配はございません。
とりわけ、高齢者が感染した場合は重症化するケースが多いことから、広域連合が直接所管する介護老人保健施設虹の家及び、グループホームひだまりの家を初め、管内の介護サービス事業所では、感染拡大防止への対策の徹底を図り、必要な介護サービスの提供に努めて

いるところでございます。

広域連合では、各事業所に対し、国で示された指針に基づく、マスクの着用やアルコール消毒、面会制限、職員及び利用者の検温などの感染対策を徹底した上で、介護サービスの継続を要請するとともに、3密を避けて、介護サービスを提供するため、環境整備に必要な物品等の購入やかかり増し経費に対する補助など、様々な支援策に関する情報の提供に努めております。

また、福祉施設等におきましては、感染が疑われる利用者が確認された場合には、迅速かつ適切な対応が不可欠であり、万が一発生した際の具体的な対処方法などについて、大町保健所や構成市町村と連携し、介護サービス事業所に周知を図るなど、必要なサービスの提供が途切れることのないよう要請をしております。

また管内の訪問介護サービス事業所では、昨年11月に市立大町総合病院の専門医を招いて、新型コロナウイルス感染症に係る研修会を合同で開催いたしました。研修会では、このコロナ渦での訪問介護におけるケアの手法などの研修を実施するとともに、この研修会での成果等を基に、広域連合も参画して、感染対策の独自マニュアルを作成し、サービス事業所に周知を図ったところでございます。

あわせて、ウイルス感染症の影響により、サービス事業所の人材が不足し、訪問介護サービスの提供が困難となった場合に備え、訪問介護サービス事業所が相互に支え合う体制づくりについて検討を行いました。

広域連合では、これを受け、感染の発生時に、広域連合、大町保健所、構成市町村、地域包括支援センター及びサービス事業所が密接に連携して、必要なサービスが迅速かつ継続的に提供できる体制づくりを整備するため、訪問介護サービス事業所に参加と協力を呼びかけております。

引き続き、利用者にとって欠かすことのできない介護サービスがこれからも継続的に提供できますよう、必要な情報の提供や体制づくりに力を尽くしてまいります。

以上でございます。

○議長（二條孝夫君） 再質問はありませんか。

山中伯行議員。

○13番（山中伯行君） 広域連合長の答弁、ありがとうございました。

なかなか、先が見えない、ましてや収束なんていう言葉を口にできないような、現状でございます。

今おっしゃっていただいた、今までやってこられたこと、これからも同じような、迅速かつ継続的な対応をというお話いただきましたですけども、先が見えないだけに、大変かと思えますけども、これからもひとつよろしく願いをしたいと思えます。

以上で1項目めの質問を終らせていただきます。

2項目めの質問に入らせていただきます。

介護保険事業についてであります。第8期介護保険事業計画が、本年4月から始まりました。高齢者の自立支援や、介護予防、重度化防止などの取り組みがなされるなど、より質の高いサービスの提供に努めていただいているものと思えます。

そこでお伺いをいたします。

第8期介護保険事業計画の目標施策（2）基本目標、この中で、地域包括ケアシステムの考え方として、自助、互助、共助、公助、の連携によって解決していく取り組みが必要とされるとありますが、現在のこのコロナ渦にあつて、地域のボランティアや、近隣住民の助け

合いなどの互助、或いは共助等への影響はいかがでありますでしょうか。

お伺いをいたします。

○議長（二條孝夫君） 山中議員。

②についても同時に質問をお願いします。

○13番（山中伯行君） ②の方であります。第8期の介護保険事業計画における、保険料の（7）低所得者に係る保険料軽減の実施として、第1段階から第3段階に該当する方の保険料の、一部を公費で負担し、保険料負担を軽減するものとします、とありますが、このコロナ禍でありますけども、低所得者に係る保険料軽減者は、増えているのでありますでしょうか、現状についてお伺いをいたします。

○議長（二條孝夫君） 答弁を求めます。

事務局長。

〔事務局長（戸谷靖君）登壇〕

○事務局長（戸谷靖君） 最初に、コロナ禍における、互助、共助への影響についてのご質問にお答えをいたします。

第8期介護保険事業計画では、基本目標であります、地域包括ケアシステムの深化推進に向け、自助、互助、共助、公助の連携により、高齢者の様々な課題を解決するための取り組みの推進を目指しております。

このうちまず互助、地域のボランティアや近隣住民の皆様による、助け合い活動への新型コロナウイルス感染症の影響につきましては、昨年4月に、この地域で、初めて要請者が確認された際には、地域の通いの場や体操教室などが、感染拡大防止のため、一時サービスを休止せざるをえない状況となりました。

休止期間中は、地域包括支援センターが中心となり、利用者宅への訪問による声かけを行うなどにより対応いたしました。

現在でも、密を避けるため、少人数に分けて実施するほか、時間の短縮などにより、感染予防を徹底して、介護予防活動が実施されております。引き続き、感染対策を徹底して、近隣住民の皆様への支え合い活動による、地域の集いの場を維持継続するため、積極的に支援に取り組むとともに、ボランティア等による、移動支援サービスの創出など、高齢者の社会参加の促進を目指し、広く周知啓発を図ってまいります。

また共助への影響につきましては、本年度の介護報酬改定において、新型コロナウイルス感染症の影響を加味した新たな加算制度が創設されるなど、介護サービスの利用者に対し、必要なサービスを継続的に提供するための支援策が盛り込まれたところでございます。

このような支援措置を有効に活用するとともに、コロナ禍におきましても、住みなれた地域で安心して生活が続けられるよう、様々な施策の展開に努めてまいります。

次に、コロナ禍における低所得者に対する保険料軽減についてのご質問にお答えいたします。

低所得者に係る保険料軽減につきましては、平成27年度に制度化されており、昨年度におきましては、住民税非課税世帯の保険料段階の第一段階から第3段階の6,380人を対象として実施しております。本年度の軽減対象者は約6,500人を見込んでおりますが、前年の所得等が確定し、保険料段階が決定した段階で、軽減対象者数及び軽減額に関わる新型コロナウイルス感染症の影響等について精査し、分析することといたします。

またウイルス感染症の影響により、収入が減少した方等に対する保険料減免は、昨年度では、国の基準に基づき、前年の収入等に比べ10分の3以上収入等が減少することが見込ま

れる45人の対象者について減免を実施いたしました。

本年度につきましても、昨年度と同様に、国の基準に沿い、収入、収入等に影響があった方等に対して減免を実施することとしております。

また、当広域連合独自の制度であります低所得者に係る保険料減免につきましては、昨年度では3人について減免を実施いたしました。引き続き、広域連合の広報誌「井戸端かいご」のほか、市町村の広報等を活用して、低所得者に係る保険料軽減及び減免の制度について、被保険者の皆様に広く周知を徹底してまいります。

以上でございます。

○議長（二條孝夫君） 再質問はありませんか。

山中伯行議員。

○13番（山中伯行君） 今の軽減或いは減免のご答弁いただきましたが、昨年2年度分の確定申告が終わっているわけですが、それに、その部分についての、今年度の保険料に軽減が反映されているのでしょうか、それはまだ、もう1年先の話になるのでしょうか。

お伺いいたします。

○議長（二條孝夫君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（麻田俊一君） ただいまの質問にお答えします。

昨年度、令和2年度の所得に基づいて、令和3年度の保険料の算定が行われます。

したがいまして保険料の算定、令和3年度の保険料の額が確定するのが、7月ごろに確定になりますので、その保険料につきましては、令和2年度の所得、年金収入等をもとに計算がされたものでございますので、コロナ等の関係で、収入が減った方につきましても、そこから辺は反映されるものと思っております。

以上でございます。

○議長（二條孝夫君） 再質問はありませんか。

山中伯行議員。

○13番（山中伯行君） ご答弁いただきありがとうございます。

昨年の所得に対する、今年の分への反映は、できるということで安心をいたしましたですけども、このコロナ渦にあって、生活面での苦しい言い方も、大分増えてくるのかなと思います。

これから先を見ますと、減免或いは軽減の該当の方が多くなってきて、保険料の収入大丈夫なのかなという風に思いますけども、8期の今回100円アップ。この辺のところについては、そんなに極端に軽減者が増えるものとも考えられないわけですけども、そういった収入面、保険料面での、減額が増えてきた場合に、掛け金を考え直していくような必要性はあるのかどうかお伺いいたします。

○議長（二條孝夫君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（麻田俊一君） ただいまの質問にお答えいたします。

今回、第8期の介護保険料につきましては、3年、4年、5年。3カ年の保険料でございます。その保険料については、変更することはございません。

コロナ等の影響で、保険料の収入が落ちた場合には、介護給付準備基金という方で、保険料の余剰分を積み立てた基金でございますが、それを活用しながら、介護給付を、介護保険事業を進めていくということになります。

保険料については、3年間変更はございません。

以上でございます。

○議長（二條孝夫君） 再質問はありませんか。

山中伯行議員。

○13番（山中伯行君） ありがとうございます。

少し戻りますけども、1つ前の5条のところ、少しお話をさせていただきます。

8期の計画書の中にですね、高齢者の実態調査の結果が載っておりますですけども。元気な高齢者が、できる支援。そういったものが、かなりの項目で上がっております。

ごみ出しなんかそのいい例なのかなと思いますけども、ひとり暮らしや高齢者のみの世帯が増加して、生活上の支援を必要とする高齢者が増加する中、住みなれた地域で安心して暮らしていけるよう、誰もが安心して暮らせる仕組みづくりが、必要ではないか。

コロナが収束しないと、なかなか出歩いたり、隣近所でも、なかなかできることできないこと、できないことが多いのかなと思いますけども。介護保険のみに頼らずに、ともに支え合う地域づくりがなされること。もうそんなことに、これから先また、考えていっていただければというぐあいに思います。

そんな、期待を込めて、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○議長（二條孝夫君） 以上で山中伯行議員の質問は終了とします。

以上をもちまして、本5月定例会に付議されました案件はすべて終了いたしました。

ここで、広域連合長の挨拶を受けることといたします。

広域連合長。

〔広域連合長（牛越徹君）登壇〕

○広域連合長（牛越徹君） 5月定例会の閉会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会におきましては、正副議長の選任を初め、今後の議会運営の根幹となります常任委員会並びに議会運営委員会の委員構成さらには、ごみ処理特別委員会の正副委員長の選任がなされたところでございます。

新たに就任されました、二條議長、太田副議長をはじめ、各委員会の正副委員長並びに委員に就任されました議員各位に対しまして、改めてお祝いを申し上げますとともに、今後のご活躍を心から御祈念申し上げます。

また、報告案件、人事案件、事件案件並びに予算案件につきまして、いずれも慎重にご審議いただき、原案通りご承認及びご同意、そして議決を賜りましたことに、改めて厚く御礼申し上げます。

ご審議いただきました過程や一般質問でのご意見、ご提言につきましては、今後の広域行政の運営に十分生かしてまいり所存でございます。

さて、開会あいさつでも申し上げましたが、先月1日から新たに白馬リサイクルセンターが稼動し、これに伴い、北アルプスエコパーク、大町リサイクルパークを合わせ、3ヶ所で資源物等の受け入れが可能となりました。今後も3市村と密接に連携し、環境への負荷が少ない循環型社会の形成のため、積極的に分別収集の徹底と再資源化の促進を図り、ごみの減量化、資源化に努めてまいります。

地域住民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、感染の拡大防止の観点から、各地区で、行事の延期や中止の発表が相次いでおりますが、先月15日には、徹底した感染防止対策のもとで、春の観光シーズンの幕開けとなります立山黒部アルペンルートが開通式を迎えるなど、明るいニュースも聞こえてまいりました。一方で、より感染力が強い変異株による感染の再

拡大も懸念されております。

圏域住民の皆様には引き続き感染防止に努めていただきますよう、ご協力をお願いいたします。

鮮やかな新緑が目に映る季節となり、間もなく市町村議会6月定例会を迎えるにあたり、議員各位におかれましては、十分健康にご留意いただき、広域行政の推進と圏域の発展のため、さらには、住民福祉の向上のため、一層ご尽力を賜りますようお願い申し上げまして、閉会のご挨拶といたします。

誠にありがとうございました。

○議長（二條孝夫君） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

議員各位のご協力に感謝を申し上げます。

これにて令和3年北アルプス広域連合議会5月定例会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午後4時25分

令和3年5月20日

議会議長

4番

5番